

参議院内閣委員会會議録第二十二号

昭和三十三年四月十八日(木曜日)午前
十時四十五分開会

委員の異動

本日委員井村徳二君辞任につき、その
補欠として木島虎藏君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 亀田 得治君
理事 上原 正吉君
大谷藤之助君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員

植竹 春彦君
木島 虎藏君
木村篤太郎君
前田佳都男君
松岡 平市君
松村 秀逸君
荒木正三郎君
伊藤 顕道君
田畑 金光君
永岡 光治君

衆議院議員

大平 正芳君

政府委員

人事院事務総
局長与局長 瀧本 忠男君
人事院事務総
局長与局長 慶徳 庄意君
内閣総理大臣
官房公務員制
度調査室長 大山 正君
防衛庁人事局長 加藤 陽三君
大蔵省主計
局長与課長 岸本 晋君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

衆議院法制局側

参事(第一部長) 三浦 義男君

本日の会議に付した案件

○一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(亀田得治君) これより内閣
委員会を開会いたします。

委員の変更について御報告いたしま
す。本日付井村徳二君が辞任され、そ
の補欠として木島虎藏君が選任されま
した。右、御報告いたします。

○委員長(亀田得治君) 一般職の職員
の給与に関する法律の一部を改正する
法律案

特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する
法律案

以上、三案を便宜一括して議題に供
します。まず、政府当局から逐条の説
明をいただき、引き続き、衆議院修正
点について、修正案の提出者から御説
明を願いたいと存じます。

○政府委員(大山正君) 第二条第四号

中「職務の級」を「職務の等級」に改めま
した。今、現行の十五級の職務
の級別制度を改めまして、各俸給表ご
とに職務の等級別制度を設けたことに
伴うものであります。

第五項第一項前段を削除いたしまし
たのは、第六条の規定の改正に伴いま
して、特に置く必要がないと考えたか
らであります。

第六条は、全条を改正いたしまし
て、新しい俸給表の体系を規定いたし
たものであります。

まず第一項は、俸給表の種類に関す
る規定であります。現行の五種類七
表の俸給表を改めたものでございまし
て、衆議院における修正によりまし
て、七種類十四表ということに改正に
なっております。なお、俸給表の適用
範囲につきましては、各俸給表の備考
に規定いたしておりますが、具体的に
は、人事院規則で定められることにな
ります。

第二項は、第二十二条に規定してお
ります非常勤職員及び附則第三項に規
定しております未帰還職員を除きまし
て、その他のすべての職員にこれらの
俸給表を適用することを明らかにいた
した規定であります。

第三項は、職務の段階区分といたし
まして、従前の十五級の分類にかわつ
て、各俸給表ごとに独立した俸給区分
に分類するように改めた規定でありま
す。なお、等級に分類する基準といた
しましては、職務の複雑、困難及び責
任の度に基づくことを明らかに規定いた
しております。

してあります。

次に、第六条の二を改めましたのは、
従来の一般俸給表の十五級に相当する
官職が今回、行政職俸給表(一)、研究職
俸給表または医療職俸給表(一)の各一
級の官職となりましたことに伴いまし
て、技術的な修正を行なったものであ
ります。

同条後段に、新たな規定を加えまし
たのは、一等級の最高の号俸を受けて
いる職員につきまして、長期間勤務い
たしました場合には、その職員につぎ
ましても、俸給の増額措置を考慮す
る必要があると考えたからであります。

次に、第八條は、初任給及び昇格に関
する規定であります。新しい第一項
は、級別定数に関する現在の第二項及
び第三項を整理いたしまして、新たに
等級別定数に規定したものでありま
して、等級別定数は、先ほど申し
述べました第六條第三項の職務の分類
基準に適合することを必要とするよう
に改めたものであります。

次に第二項は、職員の職務の等級を
決定する基準に規定したものであり
ます。第三項は、初任給の決定の
基準に関する規定であります。第四項
は、異なる等級に移動した場合並びに
同一の等級内で初任給の基準を異にす
る他の官職に移りました場合の号俸決
定の基準に関する規定であります。こ
れらの基準につきましては、いずれ
も現行同様、人事院規則に委任する
というようにしてあります。

次に第五項は、職員の俸給月額
の決定に際しまして、他の職員との権衡上
必要ある場合におきましては、その者
の属する職務の等級の最高の号俸をこ
えて俸給月額を決定することができ
る旨を規定したものであります。

次に第六項は、昇給制度に関する規
定であります。昇給は、俸給表の各
号俸について明記されております昇給
期間を下らない期間を良好な成績で勤
務した場合に行うこととしたしまし
た。また、初任の場合及び等級間の移
動の場合における人事院の調整措置に
ついて規定いたしております。

ソク外昇給につきましては、新しく
第八項に規定いたしております。昇
給期間は、ソク外昇給につきましては、
一般には三十六カ月、修正によりまし
た行政職俸給表(一)におきましては二
十四カ月と規定いたしておりますが、
昇給金額等につきましては、人事院規
則にゆだねております。

次に、第九條の第一項中「俸給月額」
とありますのを、「俸給の月額」とい
う言葉に改めましたのは、今回の改正
に際しまして、俸給月額という言葉に
は、号俸及びソク外の俸給月額を含む
が、調整額は含まないという用例に
いたした。調整額を含む場合には「俸
給の月額」という表現にすることに
いたしましたために、改正いたしました
のであります。

第十條は、俸給の調整額の規定であり
まして、その規定を整備いたしましたも
のであります。

第十條の二の改正は、第九條と同様文書の整備にすぎません。

以下、衆議院で修正になりました勤務手当に関する規定の点がございまして、これを省略いたしまして、次に附則に関する御説明をいたします。

法律案の二十二ページに附則の規定がございまして、附則の第一項は、この法律の施行及び適用の期日に関する規定であります。

第二項は、四月一日における俸給の切りかえについて規定いたしましたものであります。四月一日の職員の俸給月額

は、その旧俸給月額、すなわち三月三十一日の俸給月額であります。これに對應するところの切替表の新しい俸給月額に切りかえられることになるのであります。その場合、新俸給月額は、原則として旧俸給月額の現行制度のもとにおける一号上位の額に見合う新しい俸給表上の直近上位の額としたのであります。なお、旧俸給月額につきましては、例外の規定を設けてあります。新しい俸給表の号俸編成の相違によりまして、現行の特別俸給表の水増し及び俸給の調整額の一部を新しい俸給月額への切りかえに際して調整する必要があると考へたからであります。

第三項及び第四項は、今回の切りかえにおきまして、切り上げ金額の平均化をはかり、かつ現在の職員間の給与上の序列を原則として、くずさないようにするために、四月一日に一斉に切りかえることをいたしませんで、切り上げ金額の大きいものにつきましては、四月一日におきましては、現制度における一号上位の額を受けるにとどめました。新俸給月額への切りかえ

は、七月一日あるいは十月一日に行う、いわゆる逐次切りかえの方法について規定したものであります。

第五項は、切りかえ日以降における最初の昇給につきまして、従来の持つておりました経過昇給期間を推算すること、及び切りかえ期間または昇給期間につきまして、三月短縮を行うことを規定いたしましたものであります。この場合におきまして、改正前の法に定める昇給期間の最短期間をこえる部分に相当する期間は推算されないこととしたててあります。

なお、経過昇給期間が三月未満で、人事院が特に指定する職員については六月月を短縮するというにいたしてあります。これは、原則通りの切りかえを行ひました場合には、旧俸給月額が一号下位のものより不利となるものが生ずる。すなわち逆転を生ずるおそれがあるためです。その間の調整をはかることとしたものであります。

第六項の規定は、切りかえに際しまして、切り上げ金額において、切替表に定められた期間に相当する部分がすでに考慮されているものにつきましては、これを次期昇給の昇給期間に推算しない旨を規定いたしましたものであります。

第七項は、前二項の規定によりまして推算される経過昇給期間が、俸給表に定めております昇給期間をこえる場合には、その職員は切りかえ日に昇給したとして、昇給期間の三月短縮の利益を受けないこととなります。この次期の昇給に際して、三月短縮を実現させようとする趣旨であります。

第八項は、五万七千円をこえる職員につきまして、一等級の職員との均衡

を考慮いたしまして、次期昇給について調整する必要があるもので、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによるものといたしましたのであります。

第九項は、昭和二十六年一月一日にリク外昇給制度が設けられておるのであります。その以後におきまして、リク外昇給をした職員について、今回の俸給制度の改正に際しまして、他の職員との均衡上調整をはかる必要が認められるものにつきまして、昇給期間を短縮できる旨を規定いたしましたものであります。

第十項は、今回の切りかえに当りまして、各等級の初号に達しないものにつきましては、俸給表に昇給期間の定めがあることとしたのであります。

第十一項は、今回の俸給制度の改正によりまして、俸給表の種類、職務の等級区分が大幅に変更されました。等級別定数の決定その他に相当の時日を必要とすると思はれるのであります。施行日から直ちに実施するということに若干の無理がありますので、職員の職務の等級決定につきましては、六月三十日までの猶予期間を設けまして、その間におきましては、改正後の法の規定による給与の内払いといたしまして、原則として旧俸給月額の一号上位の額を支給できる旨の経過規定を設けたものであります。

第十二項は、当然の規定であります。俸給表の切りかえに際しての例文となつておりますので、規定したものであります。

第十三項は、第六條の二の規定の適用を受ける職員は、同條の規定に基いて新俸給月額を決定するという趣旨でございます。

第十四項は、今回の制度改正が相当大規模な改正であり、切りかえについて本法案に規定しました以外に必要な事項があるかもしれませんので、その取扱ひ方を人事院規則に委任したものであります。

第十五項は、現行の一般職の職員の昇給に関する法律の一部を改正する法律附則第六項に規定しております。従前の例をそのまま踏襲いたしましたものであります。

以上、関係の条文につきまして逐条御説明いたしましたものであります。

○委員長(龜田得治君) ちよと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) 速記をつけ

○政府委員(岸本晋君) 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について逐条御説明申し上げました。衆議院で修正になりました分は、説明を省略させていただきます。

修正点の第一点は、第十五條の改正でございます。新設規定を置いたわけでございますが、この第十五條の趣旨は、常勤の国家公務員といたしまして永年勤続された方であつて、現在特別職であられる方につきましては、一般職の職員の方との給与の権衡を考慮する必要上、特別手当というものを新たに設置することにいたしましたわけでございます。

その趣旨を簡単に申し上げますと、常勤の職員として、国家公務員として一生終始される方についての給与の権衡ということをはかる目的でございます。

が、現在、一般職と特別職とは、給与制度を若干異にしておるわけでありまして。特に一般職につきましては、ことに上級職員の方になりますと、格づけの変更あるいは昇給ということによりまして、給与が上る仕組みになつております。特別職の職員につきましては、俸給が一定金額で据え置きになつておる状態でございます。そういう関係で、ある年限を過ぎますと、給与そのほかいろいろの手当を加へました総収入が、特別職の方より一般職が多くなる事例が、特定の個人のものについて起り得るわけがあります。そういう場合、政令をもちまして特別な手当でもつてその差をカバーいたそう、こういう趣旨でございます。

第二点は、別表の俸給金額の改正点であります。今回の特別職の職員の俸給の金額の改訂、これは原則として行わないという建前にいたしてあります。と申しますのは、特殊の、秘書官とか式部官長、東宮大夫、一部の方は別でございますけれども、その他一般的な俸給金額の改訂は行なつておりません。その趣旨は、一般職の今回の給与改訂がベース改訂ではないということと、第二点は、人事院勧告によりまして一般職給与法改正案によりまして、一般職の最高七万二千元の俸給金額はそのまま据え置きとなつておるわけでありまして、それより上の俸給金額に、特別職につきまして俸給金額を改訂するということはいか

がかと思はれますので、この際、原則としては改訂いたさないということにいたしましたわけでありまして、ただ、特別職の中におきましても、七万二千元よ

り以下の俸給の方があります。東宮大夫、式部官長、それから秘書官などであります。この方々の金額を、一般職の同格の方の俸給表が今度改訂になりまして、それに俸給をあらわす改訂いたしましたことでもあります。

まず、別表第一中の五万七千円を六万円に改訂しておりますが、これは東宮大夫、式部官長の俸給月額であります。これも一般職の俸給を考慮して改めたわけでもあります。

次に、大使の俸給が若干変わっておりますが、これは別段俸給金額を改訂したという趣旨でなく、大使の一号俸といまして、新たに六万六千円という号俸を一つ追加したというだけの改正でございます。

別表第三は秘書官でございますが、これも一般職の俸給を考慮して俸給金額を改訂したわけでありまして、

以上が政府提出の特別職給与法の改正案の逐条の趣旨でございます。

○政府委員(加藤陽三君) 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の政府原案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、今回の改正法律案の中心でございます防衛庁職員の給与制度の改正につきましては、実質的には、一般職の職員の俸給制度の改正の内容と均衡をとらして、俸給表の建前は、おおむね現行の通りとしたのでございまして、すなわち、俸給表は、別表第一の次長、議長及び参事官等俸給表、別表第二の自衛官俸給表の外、事務官等につきましては今回改正されず一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第八までの俸給表によることとし、原則として三本建としております。

す。次長及び議長の俸給月額は据え置きてあります。参事官等については三等職との俸給表を設け、自衛官については従前と同様各階級別にそれぞれにつき一般職と対応する号俸を基礎にして従前通りの算定方式で作成いたしました。

次に、改正案文につき順を追って説明いたします。

第四条の改正規定は、別表番号の変更に応ずるもの及び事務官等については一般職の職員の俸給表によることを規定したものであります。

なお、同条第三項に追加した、ただし書の規定は、幹部自衛官の候補者として採用した者は、原則として一等陸曹、一等海曹または一等空曹の階級に任命いたしますが、それらの任用基準は学歴等において必ずしも同一でありませんので、候補者である間の俸給は、任用基準に応じて政令で定める額としたのであります。

第四条の二の規定は、職務の等級に関するものでありまして、参事官等及び事務官等につき適用されるのであります。一般職の職員について今回従前の職務の等級を職務の等級に改めまして、これに対応して参事官等及び事務官等につき、原則として均衡をとった職務の等級を設け、その分類基準、等級ごとの定数等に関しては、すべて一般職の職員について人事院が定める内容に準じて政令で定めることとしたのであります。

第五条の改正規定は、職員として採用された者の初任給の決定基準及び職員相互間の異動等に際しての俸給額の決定基準並びに昇給基準を一般職の職員のそれが人事院規則をもって定めることとなつておりますので、防衛庁職員についてもこれを政令で定めることとしたものであります。

第六条から第九条までの規定を削除いたしましたのは、従前それらの規定が初任給、昇給、昇任、降任、職員相互間の異動に際しての俸給額の決定基準を規定しておりましたが、ただいま申し上げましたごとく第五条の改正規定により政令でその内容を定めることとしたので削除することとした次第であります。

第十条の改正規定は、参事官等、事務官等及び自衛官の三者の相互間の異動の際に、前職を辞して他職に変わる場合の俸給の計算の取扱いについて必要な規定をいたしたものであります。

第十一条の二の改正規定は、俸給の調整額についてのものでこれに関する一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定が全文改正されたことにより、これにあわせてその表現を改めたものであります。

第十三条第一項、第十四条及び第十八条第一項の改正規定は、条文の整理等に伴う字句の修正であります。

第十六条第三項の改正規定は、第十八条の二第二項の改正規定と関連するものであります。すなわち、従前航空手当、乗組手当及び落下傘隊員手当は、期末手当及び勤勉手当の額算定の基礎に含めていたものでありますが、自衛官の人事異動を円滑にするため、今回第十八条の二の改正規定をもってこれらの手当を期末手当及び勤勉手当の額算定の基礎から除くことをするとともに、他面第十六条第三項を改めて航空手当等の額を引き上げて現行水準

を維持することとしたものであります。

第二十七条の改正規定は、自衛官の公務災害者に対する補償金額の算定根拠となる平均給与額の算定方式につきまして、給与期間を単位として行うこととし、実務を簡素化したものであります。

第二十八条から第二十九条の三までの改正規定は、従前第二十八条及び第二十八条の二において定めていた任用期間の定めのある隊員に対する特例の退職手当、自衛官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用の特例及び訓練召集中公務上の障害をうけ、または死亡した予備自衛官に対する退職手当についてその条項を整備するとともに、任用期間の定めのある隊員で特例の退職手当を受けた者が国家公務員等退職手当暫定措置法第九条及び第十条に規定する解雇予告手当及び失業者の退職手当を受ける場合の規定の整備をはかったものであります。

別表第三から別表第七までを削除いたしましたのは従前別表第三をもって規定していた自衛官の俸給表は別表第二となり、従前別表第四をもって規定していた昇給期間は新たな俸給表に規定されることとなり、従前別表第五から別表第七までに掲げていたいわゆる通し号俸表は、今回廃止いたしましたので、いずれも不要となつたからであります。

附則第一項の規定は、この法律の施行期日を規定いたしましたもので、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の施行期日と同様に、昭和三十三年四月一日といたしました。附則第二項から附則第十五項までの

規定は、俸給表の改正に伴う新旧俸給額の切替及び切りかえに伴う措置に関するもので、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の附則第二項から附則第十四項までの規定の例によるものであります。

附則第十六項の規定は、今回の給与改訂により、通し号俸表が廃止されたことに伴い、従前通し号俸表について恩給額算定の基礎となるべき金額を規定していた恩給法第五十九条の三の規定を改正したものであります。

附則第十七項の規定は、事務官等の職務の等級が職務の等級に変えられたことによる自衛隊法中の字句の改正であります。

以上をもちまして補足説明を終ります。

○委員長(亀田得治君) それでは、引き続き修正案を……

○衆議院議員(大平正芳君) 衆議院における修正案につきまして御説明申し上げます。

衆議院におきましては、ただいま議題になつております三法案の重要性にかんがみまして、内閣委員会に小委員会が設置されまして、数回にわたつて熱心な検討を続けましたわけでございまして、その結果到達した結論に従いまして、今回の修正案を用意いたしましたわけであります。衆議院の内閣委員会における小委員会の決定事項は、大まかに申しまして三つございまして、一つは、この際立法措置をとることを必要とするものと、将来立法措置を予想されるものと、それから、政府並びに人事院におきまして運用上御留意を願わなければならぬことと、三つになつてゐるわけでございまして、今回この修

正案に盛り込まれたものは、その第一の、この際といたしまして、立法措置をとる必要を認めたものでございませう。それは四点でございまして、一つは、俸給表のうち、政府原案にありまして行政職俸給表の(一)、(二)を統合するということ、それから、技能労働俸給表の(一)を(二)に含めまして、これを同時に、呼称を変えまして、行政職俸給表の(一)にいたしましたということが第一点でございませう。

第二点は、初任給を新高卒につきまして三百円、新中卒につきまして二百円をそれぞれ引き上げることいたしました。この関係からいたしまして、俸給号係に小範圍の調整を加えたこととございませう。

第三点は、勤務地手当制度を昭和三十三年三月三十一日限りで廃止いたしまして、暫定手当に切りかえたこととございませう。その関係で、広範な修正案が用意されているわけでございませうが、一般職の職員に關する法律案の附則十六号から二十七号にわたる部分が暫定手当の規定でございませう。

第四点といたしまして、勤務地手当の廃止に伴う関係法令の整理の問題がございませう。これを附則の三十四号から四十一号に規定いたしておるわけでございませう。

特別職の職員の給与に關する法律案に對する修正案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に對する修正案、これは、いずれも一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案に準じまして措置いたしましたものでございませう。俸給表が変更したこと、初任給が変更したこと、勤務地手当が廃止されましたこと、

ことに伴う条文の整理にすぎないわけにございませう。逐条説明は、御要求によりまして、衆議院の法制局の方から御説明申し上げたいと思ひますが、一応簡単に、修正案の概要につきまして御報告申し上げた次第でございませう。

○委員長(龜田得治君) 御質疑のあり方は、順次御発言を願ひます。

○秋山長造君 衆議院の法制局の方から逐条的な説明を聞いた方がいゝと思ひますが……

○委員長(龜田得治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) 速記を始め

○衆議院議員(大平正芳君) 衆議院に對する修正案の理由につきまして御説明申し上げませう。

第一の俸給表の改訂でございませうが、この点につきましては、技能職の俸給表という呼稱を持つことが、この俸給表を適用される職員諸君の差別感を喚起し、かつ勤務能率を阻害するおそれがあるもので、これを行政職の俸給表といふものに呼稱を変えていくということ、それから、行政職俸給表の(一)、(二)を統合いたしましたのは、行政職の(一)ないし技能職の(二)に含まれる職員の諸君の将来に對する処遇の改善の希望を与えようとするものでございませう。

それから、初任給の引き上げでございませうが、今回の政府御提案にかかる給与制度の改善案は、いわゆるベース・アップ方式をとつておられまして、特別昇給という建前をとつておられます。従ひまして、初任給全部にわたつて改訂

訂を行いますことは、ベース・アップ方式と混淆するおそれがあるわけでございませうが、しかし、民間における初任給、三公社五現業における初任給等々との均衡をみまして、放置することができない部分、すなわち、新制高等学校あるいは新制中学校の卒業生だけにつきまして、若干の改善を加える、そういうことは、その建前を根本的にくずすわけでもないわけでございませうので、これは改訂する要があるかと、こう認定いたしましたわけでございませう。

それから、第三点の暫定手当の問題でございませうが、御承知のように、現行の勤務地手当制度は、行政職に人事行政面に非常な弊害がありますことは、一般に認められておりますので、何らかこれに對する措置を早晩しなければならぬ時期が熟しておることもまた、一般から認容されておつたことと思つておりますが、そこで、これには、勤務地手当をどう整理して参りますかということにつきましては、いろいろ考え方があつたわけでございませうが、まず第一に、ともかく最高の政治判断といたしまして、勤務地手当は廃止しようという大原則をこの際打ち立てようということ、昭和三十三年三月三十一日をもちまして、勤務地手当を廃止するという原則を確立いたしましたのであります。しからば、廃止されたあとにおきまして、現在職員が受けておられる勤務地手当相当額をどのようにカバーして差し上げるか、現給をどうして保障するかという問題と、勤務地手当にかわる制度が、手当が、どういう性格をもつべきかという点につきまして、いろいろ論議が重ねられました。結論といたしま

して、まず、勤務地手当というものを整理する以上は、御承知のように、勤務地手当は、本俸と家族扶養手当をベースにいたしまして、今まで支給されておりましたのを、本俸を基準にしていこうというようにすべきではないかというところで、今度新しく設けられまして暫定手当につきましては、扶養手当をその算出の根拠にしないということにいたしましたわけでございませう。それから、現給の保証の問題につきましては、そういう制度をとりまして、扶養家族が多い者につきましては、當分の間現給を保証しなければならぬという意味におきまして、その保証規定をおいてあるわけでございませう。また同時に、この暫定手当は、言葉の示すごとく、あくまでも暫定手当でございまして、いつの日か終局的にこれを整理しなければならぬ。そういたしますと、考え方といたしましては、これを逐次本俸に繰り入れることに相なるわけにございまして、その場合に、扶養家族の多寡によりまして、手当が属人的に金額がおのおの変わつておるという状態では、本俸に繰り入れる技術が円滑に参りませんので、そういう理由もございまして、暫定手当は、その基礎に扶養家族手当を算入しないということにいたしましたわけでございませう。また、暫定手当の支給区分は、現行の勤務地手当の支給区分をそのまま踏襲することにしたのであります。しかしながら、御承知のように、合併市町村につきまして、同じ市町村区域内における暫定手当に厚薄がいままでも残存しておるという状況は、これまでも放置しがたいと認めまして、今回とりまして措置は、昭和三十四年の四月一日まで

に現行の無級地を整理してしまつた段階を起点といたしまして、合併市町村に伏在いたしておられる暫定手当の不均衡を逐次是正していこう。こういう方針を確立いたしましたわけでございませう。しかし、これをどう整理していくかということにつきましては、今ここで立法する必要もございませうと思ひまして、これは、衆議院の付帯決議に入れた上で、その時点になりまして、あらためて立法をお願いすることにしようということにいたしましたわけでございませう。

関係法例の整理の問題は、先ほど申し上げました通りでございませう。こういう修正案を実施するにつきては、予算との関連はどうなるのかという点でございませうが、衆議院の修正案をもちましては、本年度に限りましては予算上不都合はない。ただいま成立いたしました予算の実行でもって十分消化できるものと思つております。しかし、明年度以降にわたりますと、暫定手当の關係におきまして、四級地の少い、無級地の多い地方職員關係、義務教育職員關係につきましては、明年度におきまして約三十億円の経費が追加されるわけでございませう。この点につきましては、政府側におきまして、万やむを得ないものと了承を願つておるわけでございませう。なお、御質疑に應じまして御説明申し上げましたが、概要は、今申しました通りでございませう。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 私から、ただいま提案になっております一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律修正案のおもな点

について、お手元にあります案に従いまして申し上げたいと思っております。

第一は、第二条の改正規定のところでございますが、その中の「改める」というところを「改め、同条第六号を次のように改める。」というふうにいたしました。また、勤務地手当につきましては、人事院の勧告を規定したところでございますが、これは、今回勤務地手当の廃止に伴いまして必要ございませんので、それを削除することにいたしました。

それから、第五条の方は、やはり勤務地手当のことが規定してございまして、俸給の定義につきまして、その俸給の中には、特別調整額とか勤務地手当を除いたものだというのが書いてございまして、その中に、勤務地手当のことがございまして、一応これもとることになりました。

それから、これらの削除いたしました点につきまして必要な事項につきましては、あとで附則の方で、さらに、勤務地手当と従来ありましたものを暫定手当というふうに読みかえまして適用するというような仕組みになっております。

次は、三ページの所でございますが、俸給表別表の中に、八号表として技能労働職俸給表というのが従来ありましたが、これは削除いたしました。行政職の（付）の方に大体繰り入れられるということになっておりますので、その点を削除することにいたしましたわけでございます。

次は、五ページの所でございまして、その最初から二行目の所に、技能労働職俸給表というのがありますが、

これは、今言ったように振りかわりますので、行政職俸給表（付）ということに改めたわけでありまして、

次に、八ページに移りまして、十二条の改正の所でありまして、十二条の規定は、勤務地手当に關する支給地域あるいは支給割合、それから、それに關連いたしまして、特定官署について特別の取扱をしております規定であります。それを今度、勤務地手当をなくしまして、暫定手当ということにいたしますので、その規定が不必要になりますので、その点を削除するように改めた次第であります。第十二条を削除することにいたしました。

それから次は、新しく十九条、それから十九条の四、十九条の五、それから十九条の六、二十三条の第二項から第五項までとございまして、これは、いづれも勤務地手当のことがその一部に含まれておりますので、勤務地手当に關する事項だけを削ります意味において、ここで新しく修正をいたしましたわけでございます。

それから、最後のところの、別表第七に關しますところでございますが、これを、原案では第九となっておりまして、別表第七を削りまして、別表第一から別表第六までを次のように改める。別表第七は、従来いわゆる勤務地手当の表でありましたが、それが要らなくなりましたので、削ったわけでありまして、

それから九ページであります。これは、原案の行政職俸給表の（付）の中で、初任給の引き上げに伴いまして整理される分、それからさらに、従来原案にありました行政職俸給表の（付）の中

にありました四等、五等級でありまして、それらをこの行政職俸給表（付）の中に繰り入れました修正でございます。

それから、十ページのところにございまして、行政職俸給表（付）でございますが、これは、修正案といたしましては、全文表を取りかえまして、大體技能労働職俸給表の中に入れた点等を加味いたしまして、俸給表が取りかえてあるわけでございます。比較的数字の変わりましたところを比較表みたいな対照表が出してあるわけでありまして、

それから備考の中で、技能労働職の俸給表の中に書いてありました、いわゆるエレベーターの運転とか、あるいは庁舎の監視、そういう人たちの分が柱からなくなりまして、こちらの方に取り入れることになりました。備考にそういう事項を付加してあるわけでありまして、

次は、別表第二の税務職俸給表の七等級のところでありまして、これも、初任給の引き上げに伴います修正であります。

それから、別表第三の公安職俸給表の（付）の七等級のところも同様でございます。それから、公安職俸給表（付）の七等級、八等級のところも、初任給引き上げに伴う修正でございます。

それから、海軍職俸給表の（付）の四等級のところも同様でございます。別表第五の教育職俸給表の（付）の三等級のところの修正も、初任給引き上げに伴います分でございます。

別表第六の研究職俸給表の七等級のところも同様でございます。

それから、別表第七の医療職俸給表の（付）の六等級、それから、医療職俸給表の（付）の四等級でございますが、これも同様でございます。

それから、別表第八は、先ほど申し上げましたように、技能労働職俸給表を全部削除いたしますので、その関係でございます。

それから二十ページに移りまして、以下、附則でございます。施行期日がおくれましたので、施行期日の書きかえをいたしまして、従来「三十二年四月一日から施行する」としてございまして、これを「公布の日から施行し、附則第四十項及び第四十一項の規定を除くは昭和三十三年四月一日から適用する」ということに適及適用にいたしてございまして、附則の第四十項、第四十一項はあとで申し上げます。

これは、もう不要になりました関係法律の廃止でございますので、その分は、必要がございませんで、その分は、公布の日から施行するので、除くということにいたしましたわけでございます。

附則の二項につきましては、見出しをちょっと直しました。それから「この法律の施行の日」とありますのは、今のようにならなすので、「三十二年四月一日」と直しました。それから「昭和三十三年」とは、表現上「同年」ということに整理したわけでありまして、

「附則別表第一から附則別表第十一まで」とありますのが、一表減りますので「附則別表第十」に、それから次の二十三ページのところに「別表第一から別表第八」は、「別表第一から別表第七

まで」と改める。

次は、二十八ページに移りまして、二十八ページの第十五項の次に十二項を加えることにいたしました。これは、すべて暫定手当に關します分でございます。原案にない新たな規定でございます。

十六項は、「改正前の法の規定による勤務地手当の支給地域とされてきた地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する」ということによりまして、本法の方から勤務地手当を削除いたしましたので、それにかわるものとしたしまして、暫定手当をこの十六項に基きまして支給することにしたわけでございます。後段の方の規定は「支給地域とされていなかった地域に在勤する職員にも、昭和三十三年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する」というので、いわゆる現在無級地になっておりますところにも暫定手当を支給するが、それは、ことしの十月一日以降であるということにいたしましたので、暫定手当の支給根拠を十六項に置いたわけでございます。

第十七項は、暫定手当の支給の額の問題でございます。この額につきましては、「俸給表の各職務の等級のそれぞれに号の俸給月額に千六十二分の千を乗じて得た額と昭和三十一年度予算における国家公務員一人当りの扶養手当の平均月額との合計額に、支給地域の区分が、四級地である場合にあっては百分の二十、三級地であつては百分の十五、二級地である場合にあっては百分の十、一級地である場合にあっては百分の五を乗じて得た額を

基準として、号俸ごとに支給地域の区分に応じて、人事院規則で定める。このように原則が相なっておるわけでございます。今度は、暫定手当の額は、各俸給表の号俸がございまして、その号俸ごとに、旧四級地に当るものは幾ら、旧三級地に当るものは幾ら、こういうふうな定額で割り出しまして、そうしてそれを人事院規則が定めました一定の額を表示することになっておりますが、その人事院規則が定めました額を暫定手当として出すということになるわけでございます。その暫定手当の支給方法といたしましては、今申し上げましたように、俸給表にきめてございまして、そのそれぞれの号俸の俸給月額に千六十二分の千を乗じました額とするというの、一応今度のベイス・アップの關係が、平均的に六・二%の増を見込んでおるというふうな關係で、それで、新しく上りました、今度増額された分の俸給を割り戻しまして、そうしてその額に昭和三十一年度予算におきまして国家公務員全体につきまして計上されておりますところの扶養手当をその総員で割りまして、扶養手当をもらっておりまして頭人数で割りましてその平均月額をそれに加えて、そうして旧支給地域区分に應じた割合の二〇%とか一五%を掛け合す。そうして得た額をもとにいたしまして、それを人事院である程度調整をいたしましてきめました額が暫定手当になる、こういうことになっておるわけでございます。

それから、カッコ書きの中に書いてございまして、国家公務員と昭和三十一年度予算における国家公務員の中からは、この五現業に属します人たちの分

は、別にこの給与率則が定められることになっておりますので、その分は、除いた人数で割り出すということになっておるわけでございます。それから、俸給月額につきましては、当該号俸の俸給月額を原則といたしまして、暫定的に、号俸による俸給月額を受けないような場合は、それまでの間は、現に受ける俸給というところが基準になるということがカッコ書きの中に書いてあるわけでございます。

それから、次の十八項でございます。十八項は、改正後の法第六条の二の適用を受ける職員につきましての規定でございますが、これは、従来

のいわけ十五級職、今度の新しい一等級に当ります人たちの分について、暫定手当の算出でございますが、その分につきましての暫定手当の額は、十七項の規定によらないで、別に人事院規則で定める額とするということにして、一等級の適用を受ける人たちの分について、一等級の格づけ等を別にきめることになっておりますので、それに合せまして、さようにしたわけでございます。

それから、第十九項でございます。十九項は、従来この俸給の調整額をもらっている人たちが、たとえば、結核療養所に勤めているがために、ほかの人たちよりも特に危険な事務に従事しておる關係上、号俸を一号あるいは二号アップしてございまして、それらの人たちに對しては、その俸給の調整額の月額に千六十

二分の千を乗じました額を、先ほど私が申しました十七項に規定してございする算出された額に加えた額とそれを、その人たちの暫定手当の額とする、こういうことになってあるわけでございます。

それから二十項は、先ほど申し上げました附則第十六項の、支給の根拠規定の後段に規定してございする無級地に對しまして、ことしの十月一日以降支給します分の暫定手当の額のきめ方でございますが、それは、支給地域の区分が一級地である地域に在勤する職員に對し支給されます暫定手当の額に、昭和三十三年の三月三十一日までの間におきましては、その五分の二の額、それから、三十三年の四月一日から三十四年の三月三十一日までの間においては、五分の三の額、それから、三十四年の四月一日以降においては五分の五を乗じていただく、いわゆる従来一級地でもらっていた人の額と同額のものを与える、こういうことになってあるわけでございます。

それから、二十一項の規定は、勤務地手当と、それから今度の新しい暫定手当とを比較いたしましたして、十七項の規定によりまして暫定手当を算出した場合には、前もってございする新しい暫定手当が、前もってございする勤務地手当よりも下というふうなことが起りました場合にございする、少くとも従来の勤務地手当の額までは保証するという意味の規定でございます。

従いまして、その場合におきましては、旧勤務地手当の額から新しい暫定手当の額を引きました差額を、さらに

その人の十七項で割り出されました暫定手当の額に加えて、それを暫定手当とする、こういうことになってあるわけでございます。従いまして、その差額を加えたものがその人の暫定手当になりますので、それを基礎にいたしまして算定されますところの期末手当その他超勤等にはもちろんお返ししていただくことに考へてあるわけでございます。要領は、今申しましたごとくでございますが、カッコの中のあれを省きまして、原則だけを申し上げますと、二十一項の規定は、昭和三十三年三月三十一日における改正前の法の規定による職員の勤務地手当の月額が同年四月一日における附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、これらの附則第十七項から附則第十九項までの規定でございするが、これらの規定による暫定手当の月額が同年三月三十一日における改正前の法の規定による勤務地手当の月額に達するまで、その差額を附則のこれらの規定による暫定手当の額に加算した額とする。というわけでございする。将来この人の俸給がだんだん上っていき、そうして、暫定手当の額が先ほども申しましたように定額制でございするもので、号俸が上るに伴いまして、暫定手当の額も引き上げられますが、そうして暫定手当の額がだんだん上っていき、差額は少くなる、こういう結果になると思ひます。

それから、二十二項であります。二十二項は、現在の一般職の給与法の十二条の第四項に規定してございする特定の地域に所在する官署に勤

務する職員の勤務地手当の算出につきましては、その周囲の状況等を勘案いたしまして、それらと同じように引き上げる必要があるところにつきましては、無級地でありましてそれを一級地に引き上げ、二級地であっても三級地に引き上げるといふ規定でございす。そういう規定に基づきまして特例を設けられましたところの官署に勤務する職員に支給される暫定手当にかかる支給地域の区分につきましては、従来通りの区分によるということでございます。これを規定いたしましたのは、十二条の規定自体が削除されますので、その關係上、従来の支給規定の根拠でありましたものがなくなりまして、その点をここでさらに規定いたしまして、それを従来通りによるという規定を特に設けたわけでございます。その後段のただし書きは、「特定官署の所在地の異動その他人事院規則で定める事由に該當する場合にあっては、従前の例によりその特例を設けることができる。これは、従来の十二条四項の規定がございするれば、新たに自由にこういう措置をすることができ、今申しました、その規定の根拠を失いますので、特にただし書を設けて、こういう場合に位置が変つた、こういうふうな場合に、たとえば、二級地から一級地に変るといふような場合等に、どう処置したらいかなという問題が起りますので、そういう場合の規定をただし書きに置きましたわけでございます。

それから二十三項は、「暫定手当は、昭和三十四年四月一日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の

務する職員の勤務地手当の算出につきましては、その周囲の状況等を勘案いたしまして、それらと同じように引き上げる必要があるところにつきましては、無級地でありましてそれを一級地に引き上げ、二級地であっても三級地に引き上げるといふ規定でございす。そういう規定に基づきまして特例を設けられましたところの官署に勤務する職員に支給される暫定手当にかかる支給地域の区分につきましては、従来通りの区分によるということでございます。これを規定いたしましたのは、十二条の規定自体が削除されますので、その關係上、従来の支給規定の根拠でありましたものがなくなりまして、その点をここでさらに規定いたしまして、それを従来通りによるという規定を特に設けたわけでございます。その後段のただし書きは、「特定官署の所在地の異動その他人事院規則で定める事由に該當する場合にあっては、従前の例によりその特例を設けることができる。これは、従来の十二条四項の規定がございするれば、新たに自由にこういう措置をすることができ、今申しました、その規定の根拠を失いますので、特にただし書を設けて、こういう場合に位置が変つた、こういうふうな場合に、たとえば、二級地から一級地に変るといふような場合等に、どう処置したらいかなという問題が起りますので、そういう場合の規定をただし書きに置きましたわけでございます。

それから二十三項は、「暫定手当は、昭和三十四年四月一日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の

務する職員の勤務地手当の算出につきましては、その周囲の状況等を勘案いたしまして、それらと同じように引き上げる必要があるところにつきましては、無級地でありましてそれを一級地に引き上げ、二級地であっても三級地に引き上げるといふ規定でございす。そういう規定に基づきまして特例を設けられましたところの官署に勤務する職員に支給される暫定手当にかかる支給地域の区分につきましては、従来通りの区分によるということでございます。これを規定いたしましたのは、十二条の規定自体が削除されますので、その關係上、従来の支給規定の根拠でありましたものがなくなりまして、その点をここでさらに規定いたしまして、それを従来通りによるという規定を特に設けたわけでございます。その後段のただし書きは、「特定官署の所在地の異動その他人事院規則で定める事由に該當する場合にあっては、従前の例によりその特例を設けることができる。これは、従来の十二条四項の規定がございするれば、新たに自由にこういう措置をすることができ、今申しました、その規定の根拠を失いますので、特にただし書を設けて、こういう場合に位置が変つた、こういうふうな場合に、たとえば、二級地から一級地に変るといふような場合等に、どう処置したらいかなという問題が起りますので、そういう場合の規定をただし書きに置きましたわけでございます。

次は、十六ページに移りまして二十四項でございます。二十四項は、その人のもらいますところの俸給とか、あるいはその他従来の規定によりますれば勤務地手当、それから俸給の特別調整額、いわゆる管理職手当に当るもの、それから隔遠地手当、こういうふうなほかのいろいろの手当の根拠ともなるべきような手当等の総額を、今度暫定手当に変わりました場合におきまして比較いたしましたので、そうして両者において差額が、つまり旧法によりまして

二十五項は、これは暫定手当、それから俸給アップ等に伴いますところの内払いの規定でございます。施行が御承知の通りにおくれております関係上、すでに旧法の規定に基づきして俸給を支払いました分についての措置をいたしまして、内払いの規定をここに設けましたわけでございまして、「この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十二年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。」こういうことにしてございます。従いまして、少くとも今月一ぱい、四月一ぱいに払われます分につきましては、ここで内払いの規定が置いてございますが、五月にまたがるようなこととなりますと、この規定だけでは不十分かと考えております。

第二十六項は、暫定手当を基礎とする給与の問題でございまして、これは一般給与法の中にいろいろ勤務手当の規定がございましたのを、先ほど私僕が申し上げましたように、それを本俸の方から削除いたしましたして落しましたので、さらにここでは従来ありましたいわゆる勤務手当にかわるものといいたしまして、暫定手当を加えまして、そうして勤務手当という字句は落されましたが、それにかわる暫定手当といふものを加えまして、そうして読みかえて適用するということにしましたわけでございます。従いまして、期末手当、勤勉手当あるいは勤務一時間当りの給与額を算出いたします場合におきましては、暫定手当が従来の勤務手当と同様基礎になる、こういうこととなるわけでございます。

二十五項は、これは暫定手当。それから俸給アップ等に伴いますところから内払いの規定でございます。施行が御承知の通りにおくれております関係上、すでに旧法の規定に基づきして俸給を支払いました分についての措置をいたしまして、内払いの規定をここに設けましたわけでございまして、「この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十二年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。」こういうこととしてございます。従いまして、少くとも今月一ぱい、四月一ぱいに払われます分につきましては、ここで内払いの規定が置いてございますが、五月にまたがるようなことになりまうと、この規定だけでは不十分かと考えております。

第二十六項は「暫定手当を基礎とする給与の問題でございまして、これは一般給与法の中にいろいろ勤務地手当の規定がございましたのを、先ほど私がお申し上げしましたように、それを本俸の方から削除いたしまして落しましたので、さらにここでは従来ありましたいわゆる勤務地手当にかわるものといしまして、暫定手当を加えて、そうして勤務地手当という字句は落されましたが、それにかわる暫定手当というものを加えて、そうして読みかえて適用するということにしましたわけでございます。従いまして、期末手当「勤勉手当あるいは勤務一時間当りの給与額を算出したします場合におきましては、暫定手当が従来の勤務地手当と同様基礎になる、こういうことになるわけでございます。」

次は十八ページに移りまして第二十七項でございます。第二十七項は、一般戦の給与法の中の昭和二十八年の法律第二百八十五号の中の附則第六項の規定でございますが、これは当時勤務地手当の支給割合がたとえば四級地におきましては百分の二十五から現在の百分の二十に下りましたので、その場合におきまして従来差額を保障する

規定が置いてございましたのであります。が、これは、今回その差額の分は、この俸給の中に繰り入れることにはいたしましたので、この規定を削除することにしたものでございます。その関係は十六ページの第二十四項の中の一行目から二行目にわたりますところのカッコの中には、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）」でございますが、その附則

私が今まで申し上げましたページは、この比較表でなくて衆議院の修正案自体で申し上げましたので、ちょっとおわかりにくかったと存じます。で、これを削除することになりましたので、させていただきます。

次は比較表の三十三ページでございますが、これは国家公務員等の対照表の方の……。

○竹下豊次君　ちよつと待つて下さい。対照表というのはどれですか。

○政府委員(加藤陽三君)　衆議院送付案の対照表でございます。

○委員長(龜田得治君)　わかりましたね。衆議院の送付案です。

○政府委員(加藤陽三君)　私が今までで

申し上げました項は間違ひございません。申し上げました、ページ数の方は、ちよつとほかの方を基準にいたしまして申し上げましたので、お手元にございまする委員会修正の太字と細字で書いてございまする対照表とは、ちよつとページ数が違つたかと思ひますが、これからはこの対照表を元にしてページ数等を申し上げて参ります。

す。国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正でございますが、これから以下の項は、先ほど私が申し上げましたように、新たに十二項は追加されましたので、十六項が二十八項に繰り下っていきまして、以下きょうにだんだん繰り下っていくことになりました。十六項は新しい二十八項になります。この中は書いてございます点ですが、は、三十四ページから以下三十八ペー

ジにわたります旅費に關しまする分は、先ほど私が説明を申し上げました中で申し上げましたように、行政職の俸給表の第一の表が、等級が原案に倣うては五、六、七と、最後が七等級というが、新たに八等級級になされましたので、そういう関係で、原案の何等級と書いてございましたが整理されることになる関係の分でございします。これはこの内容で一応ごらん願う

ことといたしまして次の項に移って参ります。

対照表の三十八ページの十七項でございいます。原案の十七項は項が繰り下りまして新しく二十九項になります。これは中身は従来通りで、項だけの移動でございいます。

それから原案の十八項、十九項も、それぞれ項が細字で書いてございますように、変ることになります。

それから原案の二十項、修正案の三十二項でございしますが、その恩給給法の一部分改正の点でございしますが、この四十一ページ、それから四十三ページ等におきまして、中の金額がいろいろ変つておりますが、傍線を引いてあるところであります。これは行政職の俸給表等の変更に伴ひまして、そのときに考えておりました月額が、ベース・アップの関係で変わりました。それから他に波及する関係で、そこらが多少動いたりしました関係で、その月額を年俸にいたしました割り出しました額が変わりますので、その関係の整理ということでございまして、政府原案の実質的な意味を変更しているものではございません。

次は、四十四ページの「附録法の一部改正に伴う経過規定」でござい、まするが、二十一項が三十三項になりまするが、「この法律の施行前」とありまするのは、実施がおくれる関係上、「昭和三十三年三月三十一日以前」というふうに書き改めたわけでござい、ます。それから以下三十四項から四十八ページの四十一項でござい、まするが、この分は、また新たに追加されました分でござい、まして、これは勤務地手当が暫定手当に変わりました関係上、その「勤務地手当」という字句が法文の中にござい、まする分の整理でござい、ます。三十四項、三十五項、三十六項、三十七項、同様でござい、ます。そうして三十八項は三十五項、六項、七項までの三項にわたります関係法令の説明かから規定でござい、ます。と申し、まするののは、先ほど申し上げましたように、これらの規定から「勤務地手当」を削除いたしまするが、同時にそれをまた新たな

に「暫定手当」というふうに読みかえまして適用いたしました。暫定手当を基礎にいたしております関係の分が不都合になりますので、三十八項は、さような意味においての読みかえ規定を置きましておきます。

それから三十九項は、地方自治法の一部改正でございますが、これは現在地方自治法の二百四十四条の中に、公共団体が条例で勤務地手当その他いろいろの手当等を支給する規定を置くことができる旨の根拠規定がございますが、その根拠規定の中から、勤務地手当の分を削ることにいたしまして、そうして地方自治法の付則の中に次の三条、六条の二、六条の三、六条の四等を設けまして、それぞれの関係法令の整理、さらに自治法二百四十四条の削除いたしました分の支給根拠を附則に置きましたのでございます。

第六條の二は、「地方公共団体は、第二百四條第二項に規定する手当を支給することができる外、これは従来の勤務地手当を今度削りましたので、それ以外の手当を支給することができ、ほか、当分の間、条例で、同条第一項の職員に対し、勤務地手当にかえて暫定手当を支給することができ、」かようにしてあるわけでございます。

それから第六條の三は、公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法その他の関係法令の中に勤務地手当と書いてございますものを削除することにいたしました。そして第六條の四で、先ほど申し上げましたような意味におきまして、当分の間、勤務地手当というのを削りましたので、さらに暫定手当と振りかえて読みかえる、こういうことにしたわけでございます。

それから四十項は、国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律で、これは昭和二十五年に出ました法律で、現在においてはすでに適用の実益を失つておる規定でございますが、その中に勤務地手当を根拠として年末手当を算定するような規定がございますので、この際に、あわせてその分を整理する意味におきまして、ここにあげましたのでございまして、その規定は必要がございせんので、この際廃止をいたしまして、そうして四十一項に書いてございまして、そうして一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律、昭和二十七年法律第三百二十四号、その他六号までに書いてございまして、その法律の中で、ただいま私が申し上げました廃止いたしましたところの年末手当の支給法律が援用してございまして、その分が必用でございますから、それぞれの援用してあります規定を削除するというところでございます。

それから次は四十九ページに移ります。これは俸給の切りかえに伴いますところの切りかえ表でございます。その附則別表の第一は、行政職俸給表等の（白）がなくなりまして、それを削るといふことにいたして、新たに四十九ページの下の段に「附則別表第二」と細字で書いておりましたが、その切りかえ表が新たに加わったことになりまして、そういうように表がかわります関係で、五十ページ以下の附則別表はそれぞれの別表のあれが、「第二」とございまして「三」に、一つずつ表の数字が繰り下って参ります。それから初任給の変更に伴います

分の俸給の切りかえ表の新俸給月額といたるところが変った。こういうことになつております整理でございます。大体以上におきまして一般職の給与表の修正案の要綱の説明といたしまして、

○委員長（亀田得治君） 引き続き質疑に入る前に、便宜上衆議院における付帯決議につきまして御説明をお願いいたします。

○衆議院議員（大平正芳君） 衆議院の付帯決議は十項にわたっておりまして、最初の六項は、人事院の運用上御留意願わなければならぬことでございまして、あとの四項は、政府側において善処していただくということに相なつておるわけでございまして、人事院の方にお願ひをする六項のうち第一は「一般係員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表（白）の七等級へ格付すること。これは最初人事院の予定では、八等級への格付けを原則とされておつたようでございますので、七等級への格付けを考へてくれ」ということでございまして、

の特殊技能」これは例示的な規定でございまして、要するに限定的な規定じゃございせん。こういうたぐいは「大きい官庁における配車係長その他」「高度の管理的業務に従事する者」につきましては、俸給表（白）を適用せず、行政職俸給表（白）の方に格上げして適用してもらいたいということでございます。

それから第五項は「機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在……六等とありますのは六級の誤まりでございます。」「六級以上の者は、原則として、三等級への格付を考慮してもらいたい。これは前段と同様の趣旨でございます。それから六項の方は、ここに「五まで例示的に書きましたけれども、凡百の職種がございまして、一々小委員会において拾い上げることができない面もあるかと思ひまして、総括的に「右に準じて取り扱うことを適当」と認められるものについては、十分格上げ上考慮してくれ」ということでございまして、

して、政府側に現行より不利とならぬように運用上注意をしてもらいたい、考慮してくれというのが趣旨でございます。

それから八項でございますが、これは「暫定手当の整理を行う場合には現行一級地相当額をこれを本俸に繰り入れる」ということでございまして、現行一級地相当額は五％でありまして、今度の暫定手当が、本年十月一日から無給地に支給されますが、それが五％に到達した場合に、これを本俸に繰り入れるように操作していただきたいということでございます。ただ、これにつきましては、俸給号俸と暫定手当が完全にマッチするかしら技術上若干問題がありますので、あるいは明年度におきまして立法措置を考えなければならぬのじゃないかと思ひますけれども、五％は本俸に繰り入れるのだという原則をここで確認しておきたいという趣旨でございます。

それから九項につきましては「勤務地手当廃止に伴つて生じた余剰経費は、本年度中に於いて、これを給与改善原資に充たす」と。これは国家公務員の場合におきましては、御指摘のように、若干勤務地手当財源が浮いて参る。しかしながら、今回の修正によりまして、どの程度の給与改善原資が必要かという点につきましては、実行してみなければ、人事院その他の運用の問題もございまして、今の段階におきまして、どれだけの余剰財源が浮いて参るかということは確認できません。がしかし、これが出た場合におきましては、給与改善原資として、これを他に流用しないようにお願いしたいという趣旨でございます。

それから第二は、「翻訳職、専門職等組織上の役職のない職員で現在一級の者は、その職務内容に応じて行政職俸給表（白）の四等級へ、いわば課長補佐に相当するところへ格付けしてもらいたい」ということでございまして、

第三項は「研究職員で部長、課長、室長等の役職のない職員について、その研究業績、職務内容に応じて四等級以上へ格付けしてもらいたい」ということでございまして、

それから第四項は「行政職俸給表（白）に該当する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度

以上が人事院関係への要望決議でございまして、人事院総裁からは、この趣旨に基いて善処するというお答えをいただいております。

それから七の方は旅費法でございまして、今度の俸給表の改正に準じまして、現在まで七級以上の者は二等の汽車賃をいただいていたわけでございしますが、今度は七級以下は三等、平係員は三等というところになりますので格付けによりまして、場合によつては今まで二等の処遇を受けておつて三等になる者が出て参ります。これにつきま

最後の市町村合併に伴う処置でござ

います、これは先ほど私が申し上げ

ましたように、市町村の合併で、同

市町村区域におきまして暫定手当の厚

薄があるという事は非常に不便、不

都合なことであるということにつきま

しては、十分私どももわかることで

ございますので、できればこれは早く

処理したい。で、いろいろ検討をした

わけでございますが、ともかくも無級

地を解消するという今回のわれわれの

修正案が実行に移された場合、これが

昭和三十四年の四月一日現在で

ございます。これによりまして、この

合併市町村のうち、ほとんど大部分

が一応片づくわけでございまして、残

りました合併市町村で、その内部に暫

定手当の不均衡があるというものは

ごく少数が少くなつて参るわけでござ

います。そこで、一応無級地解消まで

今のままとしんばうを願つてござい

まして、無級地の解消ができました

時に、それを起点といたしまして、

合併市町村内部における均衡化の措

置を段階的に行つていこう、こうい

うのが小委員会の心がまえであつた

わけでございまして、これをいかよう

にやつて参りますか、今、私どもは

一応そういう心がまえでお願ひをし

ておるわけでございまして、明年度

以降、この問題につきましましては、

またあらためて討議しなければなら

ぬことになるのではないかと思ひま

す。ところが、ともかく合併市町村

内における不均衡は、なるべくすみ

やかに是正するのだという原則をこ

こにうたつて、確認いたしておいた

わけでございまして、このあとの四

項目につきましても、政府側から

趣旨に沿つて善処するとい

う答弁をいただいております。

以上御報告申し上げます。

○委員長(亀田得治君) ちよつと速記

をとめて。

【速記中止】

○委員長(亀田得治君) 速記を始め

て。

暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(亀田得治君) 休憩前に引き

続き委員会を再開いたします。

参考人の出席要求に関する件につ

いてお諮りいたします。一般職の職員

の給与に関する法律の一部を改正する

法律案審査のため、参考人から意見を

聴取してはどうかと存じますが、御異

議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(亀田得治君) 御異議ないと

認めます。

参考人の人選及びその他の手続につ

きましまして、委員長及び理事に御一

任願いたしと存じますが、御異議ござ

いせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(亀田得治君) 御異議ないと

認めます。よつてさよう決定いたしま

した。

○委員長(亀田得治君) それでは一般

職の職員の給与に関する法律の一部を

改正する法律案、特別職の職員の給与

に関する法律の一部を改正する法律

案、防衛庁職員給与法の一部を改正す

る法律案、以上三案を一括して議題に

供します。三案について御質疑のおあ

りの方は順次御発言を願ひます。

○永岡光治君 いろいろ説明を承わつ

たわけでございしますが、本給与法の改

正のものをなしました人事院勧告につ

いて、若干基本的な問題について質問

を行いたいと思つたわけでございま

す。が、ベース・アップ方式をとらなかつた

という政府側の意向も表明されたわけ

でございますが、それは人事院がそう

いう意味の勧告でなかつたというこ

ろによりどころがあるようでございま

すが、ベース・アップ方式をなぜとら

なかつたのか、そしてその前に、ベー

ス・アップ方式と、そうでないという

ことになるか、ちよつと私たちがよくそ

の事情がわかりませんので、まずそ

こらあたりから人事院の方の意向を承

わりたいと思ひます。

○政府委員(堀本忠男君) 人事院は昨

年の七月に給与の改善の必要があると

いうことはこれは認めまして、それで

六〇程度の給与改善をしてもいいとい

ふ、こういう勧告をいたしましたので

ございまして、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

ぜよう、まあベース・アップ方式にな

さいます。この点は、人事院勧告と政府提出の法律案とは、多少違いもあるようでございますので、私は人事院勧告についてだけ申し上げますが、ベース・アップは何か、一律に一号ずつ上げるのはベース・アップではないかというお話でございますが、われわれは、ある特定の人の特給額すなわち何級何号というものの金額をそれ自体を上げることをベース・アップというふうに狭義に考えておるのでありまして、今回やりましたのは、その本人が調整のために一号上るという措置でございますので、これはいわゆるベース・アップ方式ではない、このように考えております。

○永岡光治君　そうすると、ベース・アップで受ける恩恵と、給与改善でそういう措置による恩恵を受けるのと、実質上どういう影響があるのですか、受ける公務員にとって……。ベース・アップ方式をとるとこうなる、給与改善方式をとるとこうなるのだというふうな何か差異があるのですか、恩恵をこうむる上において。

○政府委員(瀧本忠男君) まあいずれも給与改善でございしますので、その意味におきましては、大きな目から見ますれば、それほどの差異はなからうと思います。ただ、われわれが勧告の際に申しました方式によりますれば、そういう方式は調整措置でございしますので、場合によつたらその実質改善の程度が多少低まるものも出てくる、現に人事院勧告におきましては、初任給の辺におきましてはこれは手をつけておりません。従いまして人事院で考えておりましたことは、その後の実施の措置によりまして、これを何とか持つ

ていこうというふうに考えておったのでありますが、そういう工合でございまして、一律に金額を上げます場合と、人事院がやりました調整措置によります場合におきましては、多少の相違はあろうかと思いますが、いずれも給与改善措置であるということにおいては変りはない、大きな目から見れば変りはない、このように考えております。

○永岡光治君 これは問題があるところでありませう。実はこういうところに関連がくるわけです、地域給の暫定手当にかえまして、それに対する計算をするわけですが、その際に、千六十二を分母として一応かけているわけですから、これは一律にそういう恩恵を受

けているかどうかというところが問題
 にならうかと思ふのです。給与改善と
 いうことになる、個々まちまちだと
 いうことになるわけですが、ベース・
 アップ方式をとれば大体一律にとい
 うことになるわけですが、そうなりま
 すと、この修正案によりますれば、千
 六十二分の千をかけているということ
 になると、そのもとにかけられてお
 る俸

給額ですか、そうなるとこれは矛盾を来たさなければならぬということになるわけです、千六十二分の手を一律にかけることに大きな疑問が生じてくるという結論になるわけでありますが、そういう意味でこのベース・アップ方式とそうでない方式ということになりますと、これはなぜそういう方法をとったかということに問題が發展して参りますので、私はこの点追及しているわけですが、政府の方では、これけどういうふうに考えておられますか、不均衡を生ずると思いますが、不均衡を生じないという証明がありますか。

○政府委員(大山正君) 昨年の人事院勧告—ただいまお話のありましたように給与体系の改善と、これに伴っての給与の改善という建前でございますので、政府案におきましても給与体系の改正を行いまして、それに伴って調整を行う、その調整の際に、実質平均いたしまして約六・二％上げるような措置ということで考えたわけでございますが、ただいま御指摘になりましたように、一律のベース・アップと違ひまして、全員が同じ率で上るといふわ

けではないのでございまして、公務員全体を平均いたしましてそのような改善になるというように考えるわけでございませう。暫定手当千六十二分の千と

いうことで、修正が衆議院でなされたのでありますが、私ども考えますのは、この平均をとりましてそういう形の修正が行われたというように考えるのであります。なお衆議院における審議の過程で、私ども承知いたしておるところでは、新しい俸給金額の千六十二分の千がそれに対応するものと、俸の金額に及ばないという場合には、

やはり人事院で何らかの調整をしてもらうという趣旨が含まれているように理解しておるのです。ごさいいます。

○永岡光治君　今のその答弁の中で明確になりましたが、やはりそれぞれ改訂された額が平均された額じゃないのですから、大きな疑問がある、これは間違いないと思うのです。従って、ベース・アップ方式をとるのか、そうでないかというところに、私は問題点をしぼって質問したわけであります。答弁の内容はわかりました。大体、一律方式をとっていないのに一律方式でかかておるところに問題がある

ということは一矛盾しておるとい
ことは、一応明確になったわけであり
ますから、もちろんこれは人事院で、
不均衡があれば是正するということは
言っておるけれども、そういうことは
何もここには出ておりませんし、た
だ、現在の三月三十一日の旧俸給額に
対する問題ですが、その新給与の絶対
額だけは保障したいというだけであり
ますから、これは調整になるとは考え
られません。ここに一つ矛盾があるこ
とは指摘しておきたいと思えます。

そこで、人事院にさらにお尋ねしたいのですが、地域給でない俸給の改正であります、現在の職階制を整理したいという意向で勧告する。また政府の

方ではそういう意向に従つて改正した
ようでございますが、現行は五職種七
表というものが、今度改正案で見ます
と、七職種十四表、かえつて複雑にな
り、整理にならないじゃないですか。
どこが整理になったんですか。その点
を明確に、簡単に言ったということを
お示しをいただきたい。

○政府委員(龍本忠男君)　まず現在の

給与法におきます一番もとになりま
す俸給表、一般俸給表でございます。
これについて御説明申し上げますと、これは御承知のように現在職務の
級が十五に分れております。十五の職
務の級が給与法におきましては職務と
責任の段階に応じてそれぞれきめられ
ておるはずのものでございますけれど
も、その運用が実は現在はやけてい
るという状況につきまして、すでに
人事院の勧告を全文載せております。
また説明書も載せております。人事院
月報をさし上げてございますので、こ
れはすでに御承知いただいております。

だと思ふのであります。従ひまして、われわれはこれを明確にいたそう、そのためには十五段階という分け方は無理でございませうので、これを現在の職務の実態に應じまして分け得る限度に分けていくいうことで、われわれは七つの段階にこれを分けようということをしたのであります。ここに整理の一つの意味があるわけでございます。

それから俸給表が非常に数多くなつておるのが、かえって整理ではないのではないかというお話でございます。現在一般俸給表にいろいろな転種が含まれております。御存じのように入事院がこれを実施運営いたします。

する場合には、初任給及び昇格基準表というものを作りまして、それぞれの転職に適応いたしますような運営を事實上においてやっておるのであります。昇格基準表ということでございますけれども、実は一つの俸給表を幾つに使い分けておる。現在一般俸給表を四十何種に使い分けておるといふことと同様のことをやっておるのであります。

ます。そのような意味からいいますならば、今後はそのような人事院の運用の範囲におきまして幾つかに使い分けるといふようなことはいたさないのではありませんから、事実上におきまして俸給は整理され、しかもその職種に適応したような俸給表を作成する、そういう意味におきまして整理する、このように申した次第であります。

○永岡光治君 細分化したからすぐ表がそれぞれの職種に依じて、それからまた職種の内容に応じて区分できる、こういうような説明のようです。そういうところには実は問題があるわけでは

す。そもそも人の行なっておる仕事に非常に複雑な、しかも科学的に分析のできないものがたくさんあるのがこれは特に行政職の特質だと私は思います。係長の仕事が大切なのか、あるいはまた次席の仕事が大切なのか、ある

いますか、能率を上げる、そういう目的のためにこういう俵給表を作ったとは思いますが、かえって能率を阻害するような俵給表を作るといふことになれば、所期の目的を達しないと思うのです。

いはまたその中の係長ではないけれども、係員で非常に優秀な、そこになくてはならないような仕事をしておる人がおるわけです。そういうことがあってこそ、初めてその能力を生かし得るのでありますから、それこそその俸給を整理されることによって昇給をはばまれる。そういう壁をたくさん作ることでなしに、運用でそういう人は、たとえば民間においては工場長よりはそ

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまのお話でございますが、従来は、たとえば一般係給表におきましては十五の壁があつたわけでございます。これは無用の壁でございます。従いましてはわわれはそういうことで、たとえば定数が足りないために頭打ちになつたりワタ外になつたりするような事情は好ましくないというように考えまして、これを七つにしたのでありまして、そ

の工場に働らく技術者の方が俸給が高
いというようなことを考え、実際にま
行われるわけでありませう。そういうこ
とがあつてしかるべきだと思います。
また細分化されることによって、いよ
いよ窮屈になつてしまつて、運用の妙
味が發揮できないというおそれがある
わけです。ですから、今日まで運用し
てきた結果、ちつとも差しつかえない

の点はまさしくおっしゃる通りであります。それから俸給表をたくさん作つたようにおっしゃるのでございますが、たとえばお医者でありますとか、研究職でありますとか、それぞれ一般行政官庁におきます行政官とは大分趣きの違ひするものが一般俸給表の適用を受けておる、こういう場合に、どうしても無理があるわけでございます。

し、またそのことを働いておる公務員の諸君が、これがいいと喜んでおるわけです。能率が上ると言っておるわけです。それを細分化した方がいい。壁を幾つもとたくさん作つた方がいい、こういうことによつて能率が阻害される結果に今なりつつあるわけですから、そういう意味ではあまり細分化されることは、吉岡はよくなし奉公長をやる

ので、研究者あるいはお医者には、それぞれ適応したような俵給表を作るということでございますので、これは何も壁を作るということではなくして、むしろ従来はかの方に当てはめられて、そうして外格基準表の運営等によって、かうして何とかやっておつたものを、その本来の形にするのでございませうから、むしろその点は甚だ喜ばれます。

ことには、新居になく、人住新居を建て、むしろ印刷もたくさんかかることだし、意味ないことだと私たちは思うのであります。こういうことはどうですか。喜ばれないのにあなた方なぜ勧められるのですか。そもそも、何とい

す。か、このように思うわけでございませう。

○永岡光治君　そういうねらいであれば、各等級別の定数をこれからきめら

れるわけですが、現在よりは以上にそれを改訂できるという自信があまりです。そうでなければ意味がないと思う。そういうくらいであなた方が改正されたということであれば、今でもそれぞれの級別定数が、きめられている

りますから、わずかずつではございますが、そういう弥縫的措置と申しますか、実態に即応するために努力はしてきたのであります。にもかかわらず、年々二％ぐらいのリク外者を生じておるといふことは、係録表自体が実態に即

わけです。新しく等級をつけられますと、それも等級別の定数がつくわけですから、それのある限りにおいては、依然として頭打ちや支障が起ることは当然であります。それで現在の矛盾をあなた方は大幅になくそうというのですから、そういう点は、今度の等級別の定数に当っては、大幅に考慮できる、こういう考えを持っておいでになるのかどうか。

応していないということにあるのではな
 かならうかというようなことを考えま
 して、いろいろ研究の結果、俸給表の
 幅というものも伸ばしてございます。
 定数も従来よりもくくりが大大かにな
 る、こういうことと両々相待ちまし
 て、この事態に即応し得るのではな
 ろうか。しかしながら給与法に規定が
 ございますように、職務と責任の段階
 に応じて給与というものがきまるとい

○政府委員(瀧本忠男君) 現土は級別定数というのが十五級の段階でござつておるのであります。それが今度は七つの段階になりますので、これがますますくくられる、ある程度ままとするというところでございます。従いまして、その限りにおきましては、従来の運営よりもより円滑な運営ができるであろうことは、期待されると思ひます。それから

うことが原則でございますので、われわれはまず頭打ち、ソク外が不自然には生じないような措置を、人事院勧告においてもとつたのございますけれども、これが絶対に出ないということにはならないのではないか、このように考えます。

○永岡光治君　やはり今でも頭打ちがあるから、それを救済したいというところ

らもう一つは、人事院が勧告いたしました俸給表につきましても、これは俸給の幅をすいぶん伸ばしておるのでございまして、従いましてそういう意味から、この頭打ち、ソク外のケースというものはよほど減じてくる、このように考えております。現在のまま運営してもいいではないかというお話で

ころに一つのねらいがあつたと思うのですが、そうなれば大まかにくりましても七等、たとへば、これにおいても八、七、六ですか、あるいは五、そういうものを一括して何名という定数をきめられるのか、それとも八等級の定数は幾ら、七等級の定数は幾らというようにきめられるのか、そういうところ

ございますけれども、現在のまま通常
 いたしておったのでは、どうも頭打ち
 ばかり年々増加してくる。われわれは
 過去におぎまして下の定数を減らして
 上位の定数をふやすというような操作
 も、これは行政の範囲でやることであ

二、三級ぐらいはどうだというように、大まかな大体系とまりがあると思ふのですが、ただそれを置きかえたに過ぎないのじゃないかという懸念がある。

るのですが、そういうことは解消できるのかどうか。私はその定数でしぼるのにおいては、幾らどういう法規を作りましても、今の解消が、あなたの作っしやるように大幅に解消できないような気がするのですがね。解消でき

るといふ約束があれば、これまた私は別途考慮して見なければならぬと思うのですけれども、大幅に解消できるかどうかだけを明確にお答えいただきたい。ただ給与の号俸を少し伸ばしたといふことは、これはしかし昇給期間がどんどん延びているのですから、むしろそのことに問題があるわけです。依然として残すことに問題があるわけです、それこそ解消しなければならぬと

思う。聞けば三割五分ぐらいの……これは七級職になりますかね、七級職は三二%の頭打ちがあるというように聞いておるのですが、いづれあなたの方で格方づけの基準をきめ、それによって定数をきめられるのでありますから、そういうはっきりした約束ができるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(瀧本忠男君) お話が人事院に対してのお問い合わせになりますので、われわれは当然人事院の勧告並びに意見申し出の範囲でお答えを申し上げておるのであります。しかし政府から提出されました法律案並びにそれを衆議院で修正されました部分についてのお尋ねもまじっておりますように思うのであります。従いまして、両者を分けて

てお答へ申し上げなければならぬと思
うのであります。

まず、人事院の勧告並びに意見の申
し出に関する限りについて申し上げます
ば、これはおおむね不自然な頭打ちリ

ク外にはないようになしようということを目途にして、これは俸給表を作ったものでございます。で、俸給表の幅が伸びておるけれども、それは昇給期間を延ばしておるから同じではないかというお話でございますが、それは抽象的なお話でなく、やはりこの実態を数字についてごらん願いたいのでございますが、これは従来リク外者が出てきた、平均年間昇給率と申しまするか、それよりはよほどよくなっているという事実は、やはり御認識願わなければならぬと思うのであります。

それから衆議院で修正されました政府提出法律案のことににつきましては、これはけさほども付帯決議等も御説明がございましたし、また人事院といたしましては、その御趣旨を十分尊重して運営するというお答えを申し上げておるのでございまして、この点につきましては、この修正案がもし通りましたならば、そのときには十分人事院としては、これは運営上付帯決議の趣旨を尊重してやるといふふうに考えております。

○永岡光治君 いずれまた資料の提出を求めまして質問を行いたいと思いたすが、次に人事院の方にお尋ねいたしたいのですが、地域給についての勧告です。これは昭和二十九年五月と私は記憶しておりますが、この勧告はこの前の質問からするならば、その精神から言うならば、これは当然生じておるという、こういう解釈をしておるのかどうか、そして、あの勧告で所要の財源はどのくらいの見積りを持っておったか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(瀧本忠男君) 御指摘の地

域給に關します人事院勧告というものは、われわれの解釈をいたしましては一応生じておる。このことは、この前に本委員会において御質問がございましたので、そのようなお答えを申し上げたのであります。で、その当時の計算によりますと、所要財源は大體国、地方を合わせまして七十億程度であつた、このように記憶しております。

○永岡光治君 私は九十二億だと記憶しておりますが、間違いありませんか、今のは七十億というお話であります。

○政府委員(瀧本忠男君) 七十億程度と申し上げたのでございしますが、国の負担分が七十億ないし七十五億くらい、国庫の負担分でございます。それから所要原資につきましては九十億程度であつた、このように記憶しております。

○永岡光治君 そこでこの新しい修正案によりまして、暫定手当にかえて行きたいという意向が出ておるわけですが、人事院は給与法の改正について勧告をされた昨年の七月当時において、この地域給を改正するということを予想されておったのかどうか。つまり私の質問したいことは、その勧告した当時、あるいはまあ現在でもいいわけではありますが、やはり地域給というものは少くとも昨年の七月の段階においては、そのまま踏襲されてしかるべきだ、つまり二割、一割五分、一割、五分というもので、こういうものが給与改訂が行われた後において、給与改訂額に対するその俸給表については、その手当が支給されるものと、こういうような考えであつたものと解釈せざる

を得ないと思うのですが、そういう考へであつたかどうか、念のために確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院は昨年の勧告におきまして、報告の部分に於いて、現在の地域差等について触れておるのでございします。で、まあ人事院といたしましては、当時においては、まず俸給表の改正の勧告をするのが手一ぱいでございまして、また地域給問題が非常にむずかしい問題がございしたので、これはまずその俸給表の改正という問題の解決後にこの問題をいたしたい。しかしながら、町村合併等の問題がございまして、地域給問題が非常に焦眉の急になつておるといふ事情は承知しておりましたので、できるだけ早い機会に人事院は勧告いたしました、このように考へておつたのでございします。しかし、そのことはどこにも言つておりませんから、また表面に現れておる限りにおきましては、一応この給与改訂が行われました後におきまして、この地域給は自分の間は現在のままで存続するということを認めるを得ないような実情になつておつたわけでございます。

○永岡光治君 今の答えから明確になります。結局改訂後においては、改訂額に対する地域給というものは現行で維持してもらいたいというところになつておつたという解釈をしていいと思うのですが、そういうことでしよう。それは既得権と認めなきやならぬと思うのです。

○政府委員(瀧本忠男君) 今も申し上げましたように、人事院といたしましては、この地域給問題は非常に困難でございますので、十分なる研究をい

たした上で、できるだけ早い機会に勧告はいたしたい、このように思つておつたのであります。まだそれが実現に至りません前に、この問題が取り上げられた、こういう経緯になつております。

○永岡光治君 今まあ衆議院段階においては、人事院の機構改革等が論じられております。現在の人事院制度を廃止したいという政府の意向のようでありますが、これは私たちとしても非常に大きな問題になるわけでございますが、この改正によりまして、地域給に対する人事院の勧告をする対象です。項目を削つております。そこでお尋ねしなきゃならぬと思うのであります。地域給といふものはなぜできたのか。その淵源に遡つて検討することもあるんこの際必要であるとは思ひますが、今地域給にかつて暫定手当という名目になるわけでありまして、が、そういう地域の生計費に應じた生活の保障といふものも、この案でも考へておるわけでありまして、かりに、三十年の四月一日にそのうちの五割に相当する分が本俸に繰り入れられた後に、名前は別であります。が、都市、地方に對する何らかの違いです。これは、あなた方はもうなくしていいと考へておるのか、それとも、それはやはりなくすべきではないと、こゝ考へておるのか、その辺の考へをまづ聞かしてもらいたいと思ひます。人事院として……

○政府委員(瀧本忠男君) まあ暫定手当といふことになつておりまして、地域給だけの勧告という問題は一応削られておるわけでございますけれども、給与全体につきまして、勧告な

り、あるいは意見の申し出なりをする権限といふものは人事院にあるわけでございます。それから、給与体系全体の問題としまして、人事院はこれを考へなければならぬと思ひます。で、人事院も、すでに申し上げておりますように、最終的な形としましては、この地域給といふものはなくすることが目途であるといふことは申し上げておるものでありますけれども、やはり地域に於いて生活費等に差等がある、それが相当程度においてあるという場合におきましては、それを一挙になくするといふことにつきましては多少問題が残るのじやなからうか、このように考へております。

○永岡光治君 そこで、この勧告をされる際には、今答弁で明確になつたようでありまして、重ねて念を押しておきたいと思ふのであります。が、おそらくことしの七月十六日ですか、一カ年の間には報告をする、少くとも報告の義務はあるわけですから、それは、給与改訂の勧告となるかいは別といたしまして、かりに改訂の勧告をするという事態が資料の結果出て、人事院が行うという際には、そういう対象のうちには、やはり今は暫定手当といふ名目になるかもしませんが、そういう問題を含めた勧告をするという、これはまあ勧告の対象になるんだと、こゝういふようにはつきり私たち今受け取れたわけでありまして、それは間違ひございせんか。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまの御質問は、修正案におきまして、第二条第六号に勤務地手当だけを取り出しまして人事院の勧告権をきめたような条文があるわけでありまして、これ

が削除になっておるといふ問題から御質問が發展しているのじやなからうかと思ふのでありますが、なるほど形式的に見ますと、第六号を削除されることによりまして、勤務地手当そのものに對する勧告権がないかのこゝに見えますけれども、第二條の第三号という条文をごらん願ひたいと思ひます。

ここでは、常に人事院におきましては、「職員の給与額を研究して、その適當と認める改訂を国会及び内閣に同時に勧告すること」と、それからいろいろ書いてありますけれども、あとの方におきまして、「この法律の目的達成のため適當と認める勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること」といふふうなふうに、少くとも一般職公務員に對する給与額につきましては、當時調査、研究をいたしまして、その結果に基いて広範な一切の勧告権というものを、この第三号によつて認められておるわけでありま

す。従ひまして、將來、調整手当というふうなものに變つたにいたしましても、まあ實際勧告するかしないかは別にいたしまして、法律的な基礎としましては依然として勧告権はあるといふふうな、かように考へております。

○永岡光治君 ただ法律の上で、從來あつたものが名前が變つたから、これをなくしたといふ、こういうことに解釈すれば、これは簡單のように思へるのです。しかし、二條にこう削除して参りますと、人事院の支障がないと言へば、まあそれも一つの考へ方になると思ふのですが、もちろん私たちが當然それは給与全体の問題として勧告はできるもの、またしなければならぬ

もの、こゝう解釈しておるわけですが、それにかゝる何かの項目を入れる必要はないかどうか、その点はどうでしようか、人事院の方では消極的になるおそれはないか。

○政府委員(慶徳庄憲君) 今読み上げましたように、第二條第三号はもとに広範な権限を規定した規定でありまして、この事項を生かすか殺すかは、まあいゝば人事院の権限行使の責務にならうと思ひます。従ひまして、新規のものを追加しようと、追加しまひま

す。それから、あとは人事院の権限の行使のときに、本来の使命に徹してやれば何でもできるといふふうな考へております。

○永岡光治君 それはどうもえらい自信のあることを發表されているわけですが、まあそれは信じていたのですけれども、やはりよくもあるものが削られるといふことになれば、それは地域給が暫定手当に置きかえられる。しかも濫本さんの答弁によれば、都市と地方との生活費の差がある限りにおいては、その問題については人事院としても当然これは勧告もしなければならぬことにならう、こゝういふ話である。

○政府委員(慶徳庄憲君) ただいま衆議院の方から修正された法律案が本院の方に回つておりますので、これがまあどのようになりまするか、ただいま審議過程でありますので、ちよつと審議過程の案件に對して云々することは、はばからなければならぬと思ひますが、少くとも午前中伺ひました修正案の趣旨とするところは、三月三十一日限りで、とにかく勤務地手当はやめる。また、その當時の状態においてこれを固定するといふような一つの基本方針があるように伺つたわけであり

ます。従ひまして、まあこのような基本方針でこの案が通つたといひます。ならば、やはりそれはそれなりの法律として成立したものでありますから、その点については何と言ひますか、実行官庁としては当然それに承服しなければならぬと思ひます。ただ、思ひますけれども、先ほど申し上げましたような、第二條第三号の本来的権限がなくなりますので、この権限の發動によりまして、どうするかこうするかという問題は依然として基本的に残つて参る。かように考へてゐるわけでありま

す。

○永岡光治君 審議過程だから、あな

ふうに置きかえられたそのものに対して勧告することはしないのじやないかといふことになりかねないおそれもあるわけですが、この点は大丈夫ですか。

○政府委員(慶徳庄憲君) 繰り返してお答え申し上げようであります。第二條第三号の権限が存置されておる限りにおいては一向差しつかへがないといふふうな考へます。

○永岡光治君 そこで、実は関連してくることがあるのです。といふのは、三十年の四月一日以降では、修正案によればその時点において一通り五割を本俸に入れる、残りの分についてどうするかといふことは検討したいといふことになつておるわけですが、ところで、そうなりますと、なるほど無給地とそれから現在の一級地、これは一応この段階では解消することになります。しかしながら、無給地で一級地にあるいはなつたもの、それから現在の二級地及び無給地ですね、これで四級地に合併されたもの、あるいは三級市に合併されたもの、二級市に合併されたもの、大平衆議院議員の話によれば、数はそうたくさんないといふ御説明でしたが、いづれにしても残ることは事実です。それと関連して、これは当然私は問題になつてくる、その時点においてはまた問題になつてくると思ふのです。が、そのいゝ市町村合併に伴う不満といふものは、おそらく地方自治団体等にも非常に大きな不満があるわけであ

る。あるいは現業官庁の場合でも、無給地、一級地といふところの問題については、まだかなりの問題があるわけですが、町村合併について、人事院はこの不均衡是正についてどのような考へ

を持っておるか、この際明らかにしてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(瀧本忠男君) 町村合併の問題につきましては、この前の人事院の地域給勧告におきまして、ある程度人事院に権限を委任していただいて、その権限の範囲内で調整をはかる措置をやらしていただきたたい、このよう

なことを勧告いたしておるのであります。今回の修正案によりまして、われわれの見るところでは、大体七〇%程度は町村合併の問題は、年次は三年ばかりかかりますけれども、この期間が経過いたしますならば解決するのではなからうか、ただいま御指摘のやうに、二級地以上に合併いたしました所につきましては、やはり問題は残つておる、このように考へております。このことにつきましては、付帯決議におきまして、このことは將來十分考慮するのだといふ決議になつておるやうに承知いたしておりますけれども、人事院といたしまして、この問題はやはり今後慎重に研究をいたしたい、このように考へております。

○永岡光治君 慎重に検討するといふことは具体的にどういふことですか。これについては先ほどの次長の話によると、勧告権を持つておるのだから早くやるといふ決意のようでございますが、これこそ二年間も放置されてしまふべき問題じやないと思ふのであります。特に教員関係の異動ができてなくて弱つておるといふことを市町村長はこぼしておる、国会に對する陳情にもよく現れておるわけですが、それを二年間もあなた方は放置する考へな

永岡先生が盛んに御指摘になつており

ました点は、町村の数から言いますと、二百の町村の数の問題であらうといふに考えられるわけでありす。

○永岡光治君 それならすぐにでもできる。二年待たなくてもいいじゃないですか。

○秋山長造君 二百も残るのですが、その二百残ったものを完全に解消するためには、財源が要りますか。

○政府委員(慶徳庄意君) 残りまして二百の分については、実はまだ正確にやっておらないのでありますが、これはすぐやりすけれども、これも私どもの方の今までの研究の過程であります、先ほど申し上げました千八百一の町村について、何にかまわず、かりに一級上げると仮定した場合に約十億四千万円、千八百一町村につき上げて、一級だけ何にかまわず機械的に上げると仮定した場合に約十億四千万円、これは国家公務員のみならず、地方公務員をも合わせましてです。

○永岡光治君 国家公務員はどのくらいですか。

○政府委員(慶徳庄意君) 国家公務員につきましても、特別職も含めまして二億一千万くらいであります。給与法を適用した者だけならば六千七百方であります。

さらにもう一つ計算してあるのではありませんが、それが最高の級地まで、機械的に何かまわず上げるといふように画一に計算いたしますと、十四億三千万円という程度のものがございます。もし御必要でございますれば、先ほど私が申し上げました町村の数なり、その他の資料はいつでも御提出申し上げます。

○秋山長造君 これは一つ至急に表にした資料にして出していただきたい。

○政府委員(慶徳庄意君) かしこまりました。

○永岡光治君 一般公務員の給与改訂ですが、去年の七月の勧告に基くものは、こういう姿で今出ているわけですが、その後における開き、これは勧告になるか、報告になるか、私は当然これは勧告する段階になると思ひますけれども、その作業は進めておると思ひますが、いつごろ結論が出ますか。

○政府委員(瀧本忠男君) 御承知のように、人事院が毎年報告いたします国家公務員の給与と民間給与との比較というものの基礎になります調査は、いわゆる民間職種別給与調査でございますが、これは現在調査を進行中でございます。すでに実地調査を開始いたしている向きもございまして、これからやるところもございまして、これは例年のことでございまして、大体六月の中旬ころまでにはこの調査を完了して、人事院が検討し得るような状況に達し得る見込みでございます。この資料が中心になりまして、そのほか利用し得るいろいろな資料を使いまして、人事院が比較検討の判断をいたす、このようになるのであります。

○永岡光治君 先ほどの三時の約束がありますから、この質問はこの程度にしまして、次に移りますが、資料の要求をいたしたいと思ひます。人事院に對しましては、格づけ基準、それからその他のあらゆる問題で人事院に一任されていることはたくさんございまして、それについて人事院の考え方、それを一つ文書をもって提示をしていただきたいと思ひます。こまかく申し

ません。ずつとたくさんありますから。これは修正案あるいはその他の全部の資料でございます。それからまた付帯決議等もありますから、この付帯決議に對する人事院の考え方等も、できるだけ具体的に資料をお願いしたい。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまの御要求でございますが、人事院の実施いたします場合の人事院規則等は相当膨大なものになります。現在作業中のものもありますので、全部直ちに示しすることがなかなか困難かと思ひますが、あるものにつきましまして、アウト・ラインだけということになります。重要なポイントだけにつきまして、人事院の考え方をまとめまして提出したいと思ひます。

○永岡光治君 それもできるだけ具体的に示してもらわないと、これは運用にまかされていくものが多いのですから、そのいかんによつては立法の措置もとらなければ安心できない点もあるかと思ひますので、ぜひその点を明確にしてもらいたい。

○委員(龜田得治君) それはいつまでに出ますか、審議もあり時間がないますから……。

○政府委員(瀧本忠男君) ごく細部までにはわかりませんが、基礎事項だけにしまして、後日また、明後日また、でもできると思ひます。

○委員(龜田得治君) それでは一応出る部分だけ早く出して下さい。なお若干あとから補足してもけっこうですから、至急お願いいたします。

○政府委員(瀧本忠男君) かしこまりました。

○永岡光治君 それから付帯決議で、

予算がこれについて必ずしも全部使えるかどうかからぬ、余るかもわからぬ。こういうことを考慮されて、終りから二項目には、本年度中に、給与改善の原資に充当するということが付帯決議でされておりますが、本修正案が衆議院から回つてきたそのまゝが実施されるということになれば、一体財源はどうなるのか、その点も明確にしてもらいたい、もちろんこれは項目別に出ると思うのですが、こういう改善のもののついて、それぞれ項目によつた計算ができると思ひますが、それも一つ出してもらいたいと思ひます。

○政府委員(瀧本忠男君) それは人事院じゃないのですか。

○永岡光治君 人事院じゃございませぬ、政府の方です。よろしいですね。

○政府委員(大山正君) 財政当局と相談いたしまして提出するようにいたします。

○委員(龜田得治君) 至急出して下さい。

○荒木正三郎君 資料要求の第一点は、今度の給与改訂によつて予算がどれくらい必要になつていくのか、これは百五十六億という予算は私はわかつています。国会に出されていきますから、私はもう少し少し原資を明確にしたいと思ひます。というのは、給与改訂前には本俸の平均が幾らであつたのが、給与改訂後は本俸の平均が幾らになるのか、それと同時に地域給です、地域給もどういふふうに変つてくるのか、それからその他の諸手当もどういふふうに変つてくるのか、余るのか、これは国家公務員と、それから地方公務員のうちに義務教育の半額

国庫負担分がありますから、それに區別をして予算原資を明示してもらいたいということが第一点です。

第二点は、衆議院において、きょうも御説明がございましたが、若干の修正があつたわけですが、それは初任給において中卒を二百円上げる、それから高卒を三百円上げる、それによつて調整されたわけですが、それによつてどれくらいの予算がふえるかということですが、これもやはり国家公務員が主体ですが、国家公務員について、あるいは地方公務員も国庫が支弁する分がありますから、そういう点を明確にしたいといふことです。これが第二番の資料要求です。

第三番の資料は、やはりこれも地域給について衆議院で若干の修正があつたわけですが、先ほど説明を伺いますと、国家公務員については、だいたいが余るというお話でございました。その余る額は人事院がいろいろ作業した結果でないとわからぬというお話でしたが、これはもちろん一銭一厘間違わないような正確なものではないと思ひますが、大体の数字は私は出ると思ひますが、数字なしで、こういう計算はできないのですから、特にお配りをいただいた表に上りますと、地方公務員については三十二年度において四億、それから三十三年度において五十八億、地方公務員の方は、こういうふうに出ているわけですが、これについて国家公務員についても、これは明確なこまかい数字は私は必要といたしません、大体予算が余ってくるのか足りないのか、余るとすれば、どれくらい金がかつてくる

のかというのを、これも大蔵省、政府に要望いたしておきます。なお地方公務員については、ここで三十二年で四億足りない、三十三年で三億、三十四年度で五十八億不足してくるのだという話ですが、これの積算の基礎ですね、どういう積算でこういう金が出てきたのか、これを私は明確にしてみたいということなんです。

のてよろしい、おもな業種の初任給ですね、たとえば中卒、新卒、短大、新大卒、そういうものの初任給は、おもな業種でよろしいが、どういふふうになっているのかという事です。これを一つお願いしたいと思ふのです。

○政府委員(慶徳庄意君) 町村合併の部分だけですが、何かまわす一級上げるという機械的な計算をすれば十億四千万、こういうことです。

○荒木正三郎君 町村合併の中だけで十分です。何かまわす機械的に町村合併のところを一級だけ上げるといふこと

年の四月一日現在くらいで、もつと正確な、もつと新しい数字が出るはずだと思ふのですが、自治庁あたりでも、この問題については相当関心を持って資料を集めていると思ふわけです。どうか自治庁の方とも連絡下さって、できるだけ新しい資料で、しかも詳細な、今、荒木委員のおっしゃったような詳細な資料をいただきたい。

それが資料の第三点。

それから資料の第四は、勤務地手当を廃止して暫定手当にするのだと、こういうことです。衆議院の修正は暫定手当の額は千六十二分の千をかけるのだ、こういう御説明でございました。

○政府委員(慶徳庄意君) 町村合併の部分だけですが、何かまわす一級上げるという機械的な計算をすれば十億四千万、こういうことです。

○荒木正三郎君 これは秋山君からも資料要求があったので、それでいいわけですが、いわゆる今度の衆議院の修正で、同一市町村内のでこぼこがなく

○委員(龜田得治君) ほかに資料要求はございませんか。……それじゃ以上いる各委員から要求がありまして、全部いいですね、提出は。

○政府委員(慶徳庄意君) 人事院規則に委任されていることは多種多様、非常に多いのです。

きないというふうな話があるかもしれない。これは人事院に出してもらふことになるのじゃないかと私は思うのですが、しかし、そういうことま

○永岡光治君 私も一つ資料要求いたしたいと思ふのですが、これは人事院になりまして、政府になりまして、ど

○永岡光治君 それと関連することがあるかもしれない。

○政府委員(岸本晋君) たとえば今度の制度でどれだけ金が余るかという資料ですね。

○政府委員(慶徳庄意君) それから荒木先生にお願いしたいのですが、先ほどの暫定手当も人事院規則で定める計画表でございまして、これは行政職俸給表一つだけをお願いできませんでしょうか。これで大勢はわかるはずなんです。

ていただきます。

次に第五番に、これは人事院に出していただきたいと思うのですが、初任給ですね、公務員以外のこれはおもな

○政府委員(慶徳庄意君) 先ほど申し上げましたのは、何かまわす現在の無級地を……無級地というところじゃありません。要するに一段階上げるといふ

○永岡光治君 私も一つ資料要求いたしたいと思ふのですが、これは人事院になりまして、政府になりまして、ど

○永岡光治君 それと関連することがあるかもしれない。

○政府委員(慶徳庄意君) それから荒木先生にお願いしたいのですが、先ほどの暫定手当も人事院規則で定める計画表でございまして、これは行政職俸給表一つだけをお願いできませんでしょうか。これで大勢はわかるはずなんです。

のでありますが、大学卒業の初任給と最高との関係は比較的容易にわかるのです。ところが新制高校とか、中学になると、さっぱり様子がわからないのです。この辺のところもお許し願いたい。

○荒木正三郎君 よろしいです。

○委員長(龜田得治君) それでは各委員の要求の資料は、一つでござるだけ今週中に各委員の手に渡るように御準備願います。要請いたしておきます。ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) 速記を起して。

委員会は本日これにて散会いたします。

午後三時十五分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十五日)
- 一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十二日)
- 一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十二日)

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(伊藤頼道君外六名発議)

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 給付の制限」を「第八節 結婚給付」に改める。

第九節 給付の制限」に改める。

第一条第二号中「使用される者」の下に「(引き続き二月をこえ使用されるに至つた者を除く。)」を加える。

第十条第二項中「第十七条に掲げる給付」を「第十七条第一項に掲げる給付及び同条第二項の規定に基いて行ふ給付」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 組合に使用される者で運営規則の定めるところは、運営規則の定めるところにより、組合員となることができる。

第十三条第三号中「なつたとき」を「なつたとき又は組合に使用される者が前条の運営規則の定めるところになつたとき」に改める。

第十五条第二項ただし書中「二十年」を「十七年」に改める。

第十七条中若しくは休業」を「休業若しくは婚姻」に改め、同条に次の一号を加える。

七 結婚給付

第十七条に次の一項を加える。

2 組合は、前項第一号及び第五号から第七号までに掲げる給付に要する費用の百分の十五をこえない範囲内で、運営規則の定めるところにより、これらの給付にあわせてその他の給付を行うことができる。

第二十二條中「以下同じ。」を「第五十八條の二を除き、以下同じ。」に改める。

第二十四條の三第一項中「第十七條各号に掲げる」を削る。

第三十條第一項中「公務」の下に「組合に使用される者については業務。以下同じ。」を加える。

第三十二條第一項後段及び第二項後段を削る。

第三十四條第一項中「三年」の下に「(結核性疾病に係る療養の給付又は療養費については五年)」を加える。

第三十五條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その額が二万円に満たないときは二万円とする。

第三十五條第三項中「前項本文の規定の適用を受ける者を除く。」を削り、「俸給の半月分」を「第一項に規定する額」に改め、同条に次の一項を加える。

4 同一の分べんに関しては、分べん費及び配偶者分べん費は、併給しない。

第三十六條第一項中「六月間」を「二年間」に、「四百円」を「千円」に改める。

第三十七條第一項中「一月分」を「二月分」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項又は前項に規定する額が一萬五千円に満たないときは、その額は、一萬五千円とする。

第三十八條第一項中「前条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十九條第一項中「二十年」を「十七年」に改め、同条第二項中「四

月分」を「四・五月分」に、「二十年」を「十七年」に改める。

第四十一條第一項、第四十二條第三項、第四十四條第三項及び第四十六條、第四十七條第二号及び第三号並びに第五十一條第二号、第三号及び第五十條中「二十年」を「十七年」に改める。

第五十三條中「一月分」を「二月分」に、「半月分」を「一月分」に改める。

第五十五條第四項中「三年」を「五年」に改める。

第三章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節 結婚給付

(結婚手当)

第五十八條の二 組合員が婚姻したときは、結婚手当として三万円(当該婚姻が再婚であるときは一萬五千円)を支給する。

2 組合員であつた者が、その資格喪失後二月以内に婚姻したときもまた前項と同様とする。ただし、資格喪失後婚姻するまでの間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合は、結婚手当を支給しない。

第五十九條中「故意に給付事由の下に(婚姻を除く。)」を加える。

第六九條第一項第一号中「及び休業給付に要する費用の二分の一」を「休業給付、婚姻給付及び第十七条第二項の規定に基いて行ふ給付に要する費用(組合に使用される者に係るものを除く。の百分の六十)」に改め、同条第三項中「組合員の推定数」を「組合員(組合に使用される者

を除く。以下この項において同じ。の推定数に改める。

第七十條を次のように改める。

(掛金及び国庫負担金の特例)

第七十條 保健給付、罹災給付、休業給付、結婚給付及び第十七条第二項の規定に基いて行ふ給付に要する費用に充てるための掛金が組合員の俸給の千分の三十八をこえることとなる場合においては、組合員がこれらの給付に要する費用に充てるため負担する掛金はその俸給の千分の三十八とし、これをこえる部分に相当する金額は国庫が負担し、各省各庁の長は、これを毎月組合に払い込むものとする。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第八十一條第二項ただし書中「二十年」を「十七年」に改める。

第八十二條中「二十年」を「十七年」に、「四月分」を「四・五月分」に改める。

第八十三條の五の次に次の一条を加える。

(連合会に使用される者の取扱)

第八十三條の六 連合会に使用される者が命令の定めるものは、相互救済を目的とする共済組合を組織する。

2 前項の場合には、同項に規定する者は職員とみなし、この法律の規定を準用する。この場合において、この法律中「各省各庁」とあるのは「連合会」と、「各省各庁の長」とあるのは「連合会の代表者」と、「国庫」とあるのは「連合会」と、

「国庫負担金」とあるのは「連合会の負担金」と読み替えるものとす
る。
第八十六条第二項中「第六十九条第一項中」を「第六十九条第一項及び第七十条第一項中」に、「同条第三

項」を「第六十九条第三項」に改め、「及び第三項」の下に、「第七十条第一項」を加える。
第九十四条第二項及び第九十五条ただし書中「二十年」を「十七年」に改める。

別表第一中
「十七年 以上 四一〇日
十七年六月以上 四二五日
十八年 以上 四四〇日
十八年六月以上 四五五日
十九年 以上 四七〇日
十九年六月以上 四八五日」

を削る。

別表第五中
「十七年 以上 五三〇日
十七年六月以上 五四五日
十八年 以上 五六〇日
十八年六月以上 五七五日
十九年 以上 五九〇日
十九年六月以上 六〇五日
二十年 以上 一二〇日」

を「十七年以上 一二〇日」に改め

る。

附則

(施行期日)

- 1 この法律の施行期日は、各規定につき、昭和三十三年四月一日までの間において、政令で定める。
(退職給付等に関する経過規定)
- 2 改正前の第九十四条第二項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員で第三十九条の改正規定の施行の際現に組合員たる期間が十七年以上であるものについては、改正後の第九十四条第二項の規定にかかわらず、第三十九条の改正規定の施行の日の翌日から、これらの給付に関する規定を適用しない。
- 3 退職給付及び遺族給付に関する規定の改正規定の施行前に給付事

由が生じた退職給付又は遺族給付については、なお従前の例による。

(新組合の成立に伴う経過措置)

- 4 第八十三条の五の次に一条を加える改正規定の施行の際現に改正後の国家公務員共済組合法（以下「新法」という。）第八十三条の六の規定による共済組合（以下「新組合」という。）の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合の権利義務でその者に係るものは、同改正規定の施行の日において、政令で定めるところにより、新組合が承継する。
- 5 新組合の成立と同時にその組合員となつた者に対する国家公務員共済組合法の保健給付及び休業給付に関する規定の適用について

は、その者は、新組合の成立前の健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者であつた期間、新組合の組合員であつたものとみなし、新組合の成立の際現に同法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基いて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、新組合は、新組合が成立した日以後に係る給付を支給する。
6 附則第四項の規定により健康保険組合の権利義務を承継した新組合は、第十七条に一項を加える改正規定の施行の日までの間は、当該健康保険組合が新組合が成立した際現に行つていた健康保険法第六十九条ノ三の規定による保険給付のうち改正前の国家公務員共済組合法第七十二条に掲げる給付以外のものを、運営規則で定めるところにより、同条に掲げる給付にあわせて同条の規定による給付として行うことができる。この場合において、新法第八十三条の六第二項において準用する国家公務員共済組合法第六十九条第一項第一号中「保健給付、罹災給付及び休業給付」とあるのは、「退職給付、廃疾給付及び遺族給付以外の給付」と読み替へるものとする。

7 新組合の成立の際現に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者で新組合の成立と同時にその組合員となつたものの厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期

間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。以下附則第九項において同じ。）は、新法第八十三条の六第二項において準用する国家公務員共済組合法の規定の適用について、組合員であつた期間とみなし、これとその他の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。
8 前項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間は、新組合の成立の日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

9 附則第七項に規定する者については、政令で定めるところにより、その者の厚生年金保険の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に厚生年金保険法別表第四に定める率を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額の現価に相当する額を厚生保険特別会計から新組合に交付するものとする。

10 附則第七項から前項までの規定により生ずる追加費用は、政令で定めるところにより、共済組合連合会が負担するものとする。
(所得税法の一部改正)
11 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第六項第六号中「第六十八条」の下に「（同法第八十三条の六において準用する場合を含む。）」を加える。
(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
12 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第十八条及び第二十条から第六十二条の二を」市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第十六条及び第十八条から第六十四条の二に改め、同条の表を次のように改める。

第二十九条の二第二項	前項の場合において、	前項の場合において、 学校法人等が虚偽の 報告若しくは証明を し、又は
第三十条第一項 第三十九条第一項 第四十四条第一項 第四十七条第一項 第五十七条第一項 第五十九条第一号 及び第四号	その保険医	その学校法人等又は 保険医
	公務	職務

第三十五条第一項	これらの給付（国家公務員共済組合法又は公務員共済組合法等）は、昭和三十二年法律第三十号（昭和三十二年法律第三十号）によるこれらの給付に相当するものを含む。	これらの給付
第三十五条第二項	国家公務員共済組合、東京共済組合、日本電信電話公社、健康保険法による健康保険（以下「健康保険」という。）の被保険者又は船員で組合員でないものを含む。	他の法律に基く共済組合の組合員又は健康保険法による健康保険（以下「健康保険」という。）の被保険者又は船員で組合員でないものをいう。
第三十七条第一項及び第三項	給料	標準給与の月額
第三十九条第一項	給料	私立学校教職員共済組合法第十六条第二号から第四号まで
第五十六条	第十二条第二項第二号又は第三号	平均標準給与の月額
第四十一条第二項	給料	平均標準給与の月額
第四十三条第二項	給料	平均標準給与の月額
第四十四条第二項	給料	平均標準給与の月額
第四十六条第二項	給料	平均標準給与の月額
第五十二条第二項	給料	平均標準給与の月額
第五十四条第三号	給料	平均標準給与の月額

第五十七条第一項及び第二項	給料日額	標準給与の月額
第五十八条第一項	給料日額	標準給与の月額
第五十九条	給料日額	標準給与の月額
第五十九条第六号	組合の規約で定める	私立学校教職員共済組合の理事長が已むを得ないと認めた
第六十条	給料	給与
第六十一条	懲戒処分を受け	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

第二十五条の二中「国家公務員共済組合法第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十五条第五項又は第五十六条第三項」を「市町村職員共済組合法第三十五条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第二項、第五十七条第五項又は第五十八条第三項」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

2 前項の審査の請求は、決定若しくは徴収の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。

第三十八条を次のように改める。

（市町村職員共済組合法の準用）

第三十八条 前二条に規定するもののほか、審査会については、市町村職員共済組合法第七十九条、第八十条、第八十一条第二項から第六項まで及び第八十二条の規定を準用する。この場合において、同法第八十条第二項中「市町村を代表する委員」とあるのは「学校法人等を代表する委員」と、第八十一条第二項中「前項」とあり、又は同条第六項中「第一項」とあるのは「

「私立学校教職員共済組合法第三十六条」と読み替へるものとする。

第四十六条及び第四十八条の二（見出しを含む。）中「国家公務員共済組合法」を「市町村職員共済組合法」に改める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

13 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「準用し、又は」を削り、「法律第二百四号」を「法律第二百四号。私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）において準用する場合を含む。以下同じ。」に改める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

14 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「及」を「並」に改め、「附則第三十五項」の下に「及国家公務員共済組合法の一部を改正する法律」昭和三十一年法律第（号）附則第九項を加える。

昭和三十一年四月二十三日印刷

昭和三十一年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局